

資 料 編

I 環境指標

1 環境指標の進行管理

第2次廿日市市環境基本計画の進捗状況を年度毎に確認するため、環境指標に係る令和4年3月31日現在の数値を環境指標進行管理総括表にまとめました。

本計画は、令和2年3月に策定し、令和2年度から令和11年度までの10年間を計画期間としています。このため、令和元年度末に確認した数値を「基準値」、令和4年3月31日現在の数値を「現況値」、令和11年度末に目標とする数値を「目標値」として掲載しています。

2 環境指標進行管理総括表

【環境指標の進捗状況の凡例】

「○」：目標値を達成している。

「△」：目標値を達成していないが、基準値からは改善している。

「×」：基準値と同じ、又は基準値から後退している。

(1) 自然環境「自然と人が共生するまち」

環境指標名	基準値 (基準年度)	現況値 (確認年度)	進捗 状況	目標値 (目標年度)
自然環境の保全状況などに対して肯定的な回答をした市民の割合	13.1% (H30年度)	20.4% (R3年度)	○	18.7% (R11年度)
【考え方】本市の実施する「まちづくり市民アンケート」において、「海、川、山などの自然環境の保全状況とその取組」に関する満足度を尋ねる質問に肯定的な回答をした市民の割合です。満足度の高い市民が増えるほど、自然環境の保全が進んでいるものと考えられます。過去5年間は減少傾向で推移していますが、これまでで最も数値の高かった平成26年度の水準を回復することを目標とします。				

(2) 生活環境「きれいで暮らしやすいまち」

環境指標名	基準値 (基準年度)	現況値 (確認年度)	進捗 状況	目標値 (目標年度)
大気中における二酸化窒素・二酸化硫黄濃度の環境基準達成率	100.0% (H29年度)	100.0% (R3年度)	○	100.0% (R11年度)
【考え方】市内6地点における大気中の二酸化窒素・二酸化硫黄濃度の測定値（各地点年12回測定）が環境基準に適合する割合です。代表的な大気汚染物質である二酸化窒素・二酸化硫黄を測定することにより、大気の汚染状況を把握します。今後も環境基準を達成し続けることが重要であることから、環境基準達成率100%の維持を目標とします。				
河川におけるBODの環境基準達成率	76.9% (H29年度)	100.0% (R3年度)	○	100.0% (R11年度)
【考え方】市内の河川13地点におけるBODの測定値（各地点年6回測定）の75%値が環境基準に適合する割合です。河川の汚濁指標であるBODを測定することにより、水質の汚濁状況を把握します。今後も環境基準を達成し続けることが重要であることから、環境基準達成率100%を目標とします。				
市域における騒音の環境基準達成率	93.3% (H29年度)	93.3% (R3年度)	×	100.0% (R11年度)
【考え方】市内15地点における騒音レベル（等価騒音レベル）の測定値（各地点年1回測定）が環境基準に適合する割合です。一定時間における平均的な騒音の程度を表す等価騒音レベルを測定することにより、市民生活における騒音の状況を把握します。今後も環境基準を達成し続けることが重要であることから、環境基準達成率100%を目標とします。				

(生活環境続き)

環境指標名	基準値 (基準年度)	現況値 (確認年度)	進捗 状況	目標値 (目標年度)
家庭系収集ごみ排出量	544 g／人・日 (H29 年度)	516 g／人・日 (R3 年度)	△	450 g／人・日 (R4 年度)
【考え方】家庭系収集ごみの排出量を1人1日あたりに換算した数値です。家庭系収集ごみの排出量が減少することで、ごみの適正処理が図られているものと考えられます。本目標値は、「第2次廿日市市一般廃棄物処理基本計画」に掲げられている目標値であり、当該計画改定後は変更された目標値に読み替えるものとします。				

(3) 地球環境「地球にやさしい低炭素のまち」

環境指標名	基準値 (基準年度)	現況値 (確認年度)	進捗 状況	目標値 (目標年度)
市域における民生部門の二酸化炭素排出量	359 千 t－CO ₂ (H28 年度)	312 千 t－CO ₂ (R1 年度)	△	264 千 t－CO ₂ (R11 年度)
【考え方】市内の住宅や店舗、事務所などから排出される二酸化炭素の排出量です。二酸化炭素排出量が削減されることで、地球温暖化の防止に寄与します。「地球温暖化対策計画」(平成28年閣議決定)において示された令和12年度の削減目標から逆算して目標値を設定しています。 なお、総合エネルギー統計等の改訂・更新に伴い、令和3年3月に、環境省の公表する部門別二酸化炭素排出量の現況推計値が遡及修正されたため、基準値及び目標値を最新の数値に更新しています。				
市の事務事業における二酸化炭素排出量	38,413 t－CO ₂ (H29 年度)	36,658 t－CO ₂ (R3 年度)	△	34,572 t－CO ₂ (R11 年度)
【考え方】市の事務事業に伴い排出される二酸化炭素の排出量です。二酸化炭素排出量が削減されることで、地球温暖化の防止に寄与します。エネルギーの使用の合理化等に関する法律によるエネルギー消費原単位を中長期的に毎年1%以上低減する努力目標に準じて、二酸化炭素排出量を毎年1%削減することを目標とします。				

(4) 環境活動「環境について学び行動するまち」

環境指標名	基準値 (基準年度)	現況値 (確認年度)	進捗 状況	目標値 (目標年度)
市内で「環境の保全」を活動分野とする特定非営利活動(NPO)法人の数	15 団体 (H30 年度)	13 団体 (R3 年度)	×	20 団体 (R11 年度)
【考え方】市内のNPO法人のうち、「環境の保全を図る活動」を目的として活動している法人の数です。環境保全に取り組んでいるNPO法人が増加することで、環境活動に取り組む市民も増加するものと考えられます。過去5年間は若干の増加傾向で推移しており、この間の増加率を維持することとし、基準値から5団体増を目標とします。				
水辺・里山教室を受講した児童の割合(過去3年合計値)	53.5% (H30 年度)	51.6% (R3 年度)	×	60.0% (R11 年度)
【考え方】本市が開催する小学生向けの環境講座(水辺・里山教室)を受講した児童の割合です。受講児童の割合が増加することで、環境について考える児童が増加するものと考えられます。過去5年間は、若干の増加傾向で推移しており、基準値から約10%増を目標値とします。				

II 大気関係

1 環境基準

(1) 大気の汚染に係る環境基準 (昭和48年環境庁告示第25号)

物 質	環境上の条件
二酸化硫黄 (SO_2)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。

備考

- 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 2 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。
- 3 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質 (中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。) をいう。

(2) 二酸化窒素に係る環境基準 (昭和53年環境庁告示第38号)

物 質	環境上の条件
二酸化窒素 (NO_2)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

備考

- 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 2 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることはならないよう努めるものとする。

(3) ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準 (平成9年環境庁告示第4号)

物 質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。

備考

- 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 2 ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

(4) 微小粒子状物質に係る環境基準(平成21年環境省告示第33号)

物 質	環境上の条件
微小粒子状物質	1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

備考

- 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 2 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が $2.5\mu\text{m}$ の粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

2 大気測定項目及び測定地点

種類	二酸化硫黄	二酸化窒素		浮遊粒子状物質	降下ばいじん
測定法	小型サンプラー	NGKN-S法	吸光光度法	β 線吸収法	デポジットゲージ法
測定地点					
廿日市市役所	○	○			○
佐伯支所	○	○			○
阿品台市民センター	○	○			
浅原中央活性化センター	○	○			
吉和市民センター	○	○			○
廿日市桂公園			◎	◎	
大野支所	○	○			○
宮島福祉センター	○	○			○

備考

- 1 ◎は広島県の設置する一般環境大気測定局による測定である。
- 2 測定は全測定場所において毎月実施している。

3 二酸化硫黄濃度測定結果

二酸化硫黄濃度の一時間値の年平均値推移比較表

(単位: ppb)

測定年度	H28	H29	H30	R1	R2
測定局					
大竹市 大竹油見公園	2.0	2.0	2.0	2.0	1.0
広島市 井口小学校	1.0	2.0	2.0	1.0	1.0
海田町 海田高校	4.0	2.0	1.0	1.0	1.0

(資料: 広島県)

二酸化硫黄濃度(小型サンプラー法)の月別変化表

(単位: ppb)

測定月 測定地点	R3年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R4年 1月	2月	3月	最小値	最大値	平均
廿日市市役所	0.5	0.6	1.0	7.6	2.2	1.0	0.4	0.6	0.8	0.9	0.7	1.2	0.4	7.6	1.5
阿品台市民センター	0.6	0.7	1.1	3.8	1.8	1.0	0.4	0.7	0.7	0.9	1.1	0.6	0.4	3.8	1.1
さいき文化センター	2.4	0.5	0.9	3.9	1.3	1.2	0.6	0.7	0.5	1.2	0.6	0.5	0.5	3.9	1.2
浅原中央活性化センター	0.5	0.6	0.8	3.6	1.1	1.1	0.6	0.9	0.4	1.2	0.8	0.5	0.4	3.6	1.0
吉和市民センター	0.6	0.4	0.3	3.9	1.4	1.1	0.5	0.3	0.6	1.0	0.6	0.6	0.3	3.9	0.9
大野支所	0.6	0.5	0.9	2.9	1.1	1.1	0.5	0.6	0.7	1.5	0.9	0.5	0.5	2.9	1.0
宮島福祉センター	1.7	0.5	0.9	4.5	0.8	1.7	0.3	0.3	0.9	0.8	0.7	0.6	0.3	4.5	1.1

4 二酸化窒素濃度測定結果

二酸化窒素濃度の一時間値の年平均値推移比較表

(単位: ppb)

測定年度 測定局	H28	H29	H30	R1	R2
廿日市市 廿日市桂公園	14.0	15.0	13.0	12.0	11.0
大竹市 大竹油見公園	9.0	10.0	9.0	8.0	8.0
広島市 井口小学校	10.0	11.0	10.0	9.0	9.0
海田町 海田高校	15.0	16.0	14.0	14.0	13.0

(資料: 広島県)

二酸化窒素濃度(NG-KN-S法)の月別変化表

(単位: ppb)

測定月 測定地点	R3年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R4年 1月	2月	3月	最小値	最大値	平均
廿日市市役所	21.0	16.0	16.0	14.0	14.0	14.0	34.0	18.0	22.0	19.0	20.0	23.0	14.0	34.0	19.3
阿品台市民センター	13.0	11.0	11.0	9.2	8.4	9.1	10.0	12.0	11.0	10.0	18.0	17.0	8.4	18.0	11.6
さいき文化センター	5.1	3.4	5.2	5.4	5.9	3.1	6.5	8.3	13.0	7.9	31.0	15.0	3.1	31.0	9.2
浅原中央活性化センター	3.5	2.5	3.3	4.4	5.1	2.6	5.0	2.1	3.0	5.5	4.7	3.5	2.1	5.5	3.8
吉和市民センター	3.4	2.1	2.2	6.0	3.3	3.0	7.6	2.4	4.7	3.6	6.8	3.1	2.1	7.6	4.0
大野支所	16.0	11.0	12.0	15.0	8.7	9.1	11.0	11.0	15.0	12.0	18.0	18.0	8.7	18.0	13.1
宮島福祉センター	12.0	8.3	9.1	6.6	6.9	6.3	8.9	5.9	10.0	7.9	21.0	12.0	5.9	21.0	9.6

5 浮遊粒子状物質濃度測定結果

浮遊粒子状物質濃度の一時間値の年平均値推移比較表

(単位: mg/m³)

測定年度 測定局	H28	H29	H30	R1	R2
廿日市市 廿日市桂公園	0.018	0.018	0.016	0.015	0.015
大竹市 大竹油見公園	0.020	0.019	0.017	0.016	0.017
広島市 井口小学校	0.028	0.019	0.018	0.017	0.018
海田町 海田高校	0.017	0.018	0.017	0.015	0.015
北広島町 北広島町	0.013	0.012	0.011	0.010	0.009

(資料: 広島県)

6 降下ばいじん量測定結果

降下ばいじん量（デポジットゲージ法）の経年変化表

(単位：t / km² / 月)

測定年度 測定地点	H29	H30	R1	R2	R3
廿日市市役所	1.7	1.4	1.3	1.4	1.3
大野支所	1.7	2.2	1.2	1.4	1.2
さいき文化センター	1.8	1.5	1.2	1.8	1.4
吉和市民センター	2.4	2.0	2.0	2.0	1.8
宮島福祉センター	1.5	1.3	1.1	1.6	1.2

降下ばいじん量の年平均推移比較表

(単位：t / km² / 月)

測定年度 測定地点	H28	H29	H30	R1	R2
廿日市市	2.1	1.8	1.7	1.3	1.6
大竹市	1.5	1.5	1.5	1.7	1.3
広島市	1.5	1.5	1.4	1.4	1.8
海田町	2.3	2.4	2.9	2.7	2.1

(資料：広島県)

Ⅲ 水質関係

1 環境基準等

(1) 水質汚濁に係る環境基準(昭和46年環境庁告示第59号)

① 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下
ヒ素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化塩素	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
フッ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 海域については、フッ素及びほう素の基準値は適用しない。

② 生活環境の保全に関する環境基準

ア 河川（湖沼を除く。）

(ア)

項目 類型	利用目的 の適応性	基準値				
		水素イオン濃 度（pH）	生物化学的酸素 要求量（BOD）	浮遊物質 量（SS）	溶存酸素量 （DO）	大腸菌数
AA	水道1級、自然環境 保全及びA以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/100mL 以下
A	水道2級、水産1 級、水浴及びB以下 の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/100mL 以下
B	水道3級、水産2級 及びC以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	1,000CFU/100mL 以下
C	水産3級、工業用水 1級及びD以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級、農業 用水及びEの欄に 掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級、環境 保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊 が認められない こと。	2mg/L以上	—

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。
- 3 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100mL以下とする。
- 4 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 “ 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 “ 2級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 “ 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 “ 3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 “ 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 “ 3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(イ)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全垂鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物 特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物 特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考

- 1 基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

イ 湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

(ア)

項目 類型	利用目的 の適応性	基準値				
		水素イオン濃 度 (pH)	化学的酸素要 求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級、水産1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	1mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/100mL 以下
A	水道2、3級、水産2級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	5mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/100mL 以下
B	水産3級、工業用水1級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	15mg/L以下	5mg/L以上	—
C	工業用水2級、環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L以上	—

備考

- 1 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。
- 2 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100mL以下とする。
- 3 水道3級を利用目的としている地点（水浴又は水道2級を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数1,000CFU/100mL以下とする。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 “ 2～3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 “ 2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
 “ 3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 “ 2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(イ)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下
Ⅱ	水道 1、2、3 級（特殊なものを除く。）、水産 1 種、水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下
Ⅲ	水道 3 級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅳ	水産 2 種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅴ	水産 3 種、工業用水、農業用水、環境保全	1mg/L 以下	0.1mg/L 以下

備考

- 1 基準値は、年間平均値とする。
- 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
- 3 農業用水については、全りんの項目の基準値は適用しない。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水 道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
" 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
" 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
- 3 水 産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用
" 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用
" 3 種：コイ、フナ等の水産生物用
- 4 環 境 保 全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(ウ)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物 特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物 特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

ウ 海域

(ア)

項目 類型	利用目的 の適応性	基準値				
		水素イオン濃 度 (pH)	化学的酸素要 求量 (COD)	溶 存 酸 素 量 (DO)	大 腸 菌 数	n-ヘキサン抽 出物質 (油分等)
A	水産1級、水浴、 自然環境保全及び B以下の欄に掲げ るもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/100mL 以下	検出されない こと。
B	水産2級、工業用水 及びCの欄に掲げ るもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	—	検出されない こと。
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	—	—

備考

自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数20CFU/100mL以下とする。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
" 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
- 3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(イ)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
Ⅱ	水産1種、水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの（水産3種を除く。）	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
Ⅳ	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下

備考

- 1 基準値は、年間平均値とする。
- 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
" 2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
" 3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
- 4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(ウ)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全垂鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物 特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産 卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場 として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

(2) 水質に係る環境基準の類型指定

① 河川のBODに係る環境基準の類型指定状況

水系名	環境基準類型指定水域名	該当 類型	達成 期間	指定年月日	指定 機関	備 考
小瀬川	小瀬川（1）（前瀏橋より上流で （弥栄ダム貯水池（弥栄湖）（全 域）及び小瀬川ダム貯水池（小瀬 川ダム湖）（全域）に係る部分に 限る。）を除く）	A A	イ	S48. 3. 31	国	小瀬川水域
	玖島川（渡之瀬ダム貯水池の水域 に係る部分を除く全域）	A	イ	S51. 4. 13	県	小瀬川関連支川 水域
永慶寺川	永慶寺川（全域）	B	イ	S51. 4. 13	県	広島湾西部及び 広島湾流入河川 水域
可愛川	可愛川（全域）	B	イ			
御手洗川	御手洗川（全域）	B	イ			
太田川	太田川上流（一）（明神橋より上 流）	A A	イ	S50. 6. 13	県	太田川関連支川 水域
	水内川（全域）	A	イ			

(注) 達成期間の分類は、次のとおりとする。

1 「イ」は、直ちに達成

② 河川の水生生物の保全に係る環境基準の類型指定状況

水系名	環境基準類型指定水域名	該当 類型	達成 期間	指定年月日	指定 機関	備 考
小瀬川	小瀬川上流（中市堰より上流に限 る。ただし、弥栄ダム貯水池（弥 栄湖）（全域）及び小瀬川ダム貯 水池（小瀬川ダム湖）（全域）を 除く。）	生物A	イ	H22. 9. 24	国	小瀬川水域

(注) 達成期間の分類は、次のとおりとする。

1 「イ」は、直ちに達成

③ 湖沼のCODに係る環境基準の類型指定状況

環境基準類型指定水域名	該当 類型	達成 期間	指定年月日	指定 機関	備 考
小瀬川ダム貯水池（小瀬川ダム湖）	湖沼 A	イ	H13. 3. 30	国	小瀬川水系の小瀬川の一部
渡之瀬ダム貯水池（渡之瀬貯水池）	湖沼 A	イ	H18. 3. 2	県	小瀬川水系の玖島川の一部

（注） 達成期間の分類は、次のとおりとする。

- 1 「イ」は、直ちに達成

④ 湖沼の全窒素及び全りんに係る環境基準の類型指定状況

環境基準類型指定水域名	該当 類型	達成 期間	指定年月日	指定 機関	備 考
小瀬川ダム貯水池（小瀬川ダム湖）	湖沼Ⅱ	ハ	H13. 3. 30	国	小瀬川水系の小瀬川の一部 全窒素の項目の基準値を除く。
渡之瀬ダム貯水池（渡之瀬貯水池）	湖沼Ⅱ	ニ	H30. 4. 5	県	小瀬川水系の玖島川の一部 暫定目標（令和4年度） 全窒素 0.23mg/L 全りん 0.014mg/L

（注） 達成期間の分類は、次のとおりとする。

- 1 「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成
2 「ニ」は、段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。

⑤ 湖沼の水生生物の保全に係る環境基準の類型指定状況

環境基準類型指定水域名	該当類型	達成 期間	指定年月日	指定 機関	備 考
小瀬川ダム貯水池（小瀬川ダム湖）	湖沼生物 A	イ	H22. 9. 24	国	小瀬川水系の小瀬川の一部

（注） 達成期間の分類は、次のとおりとする。

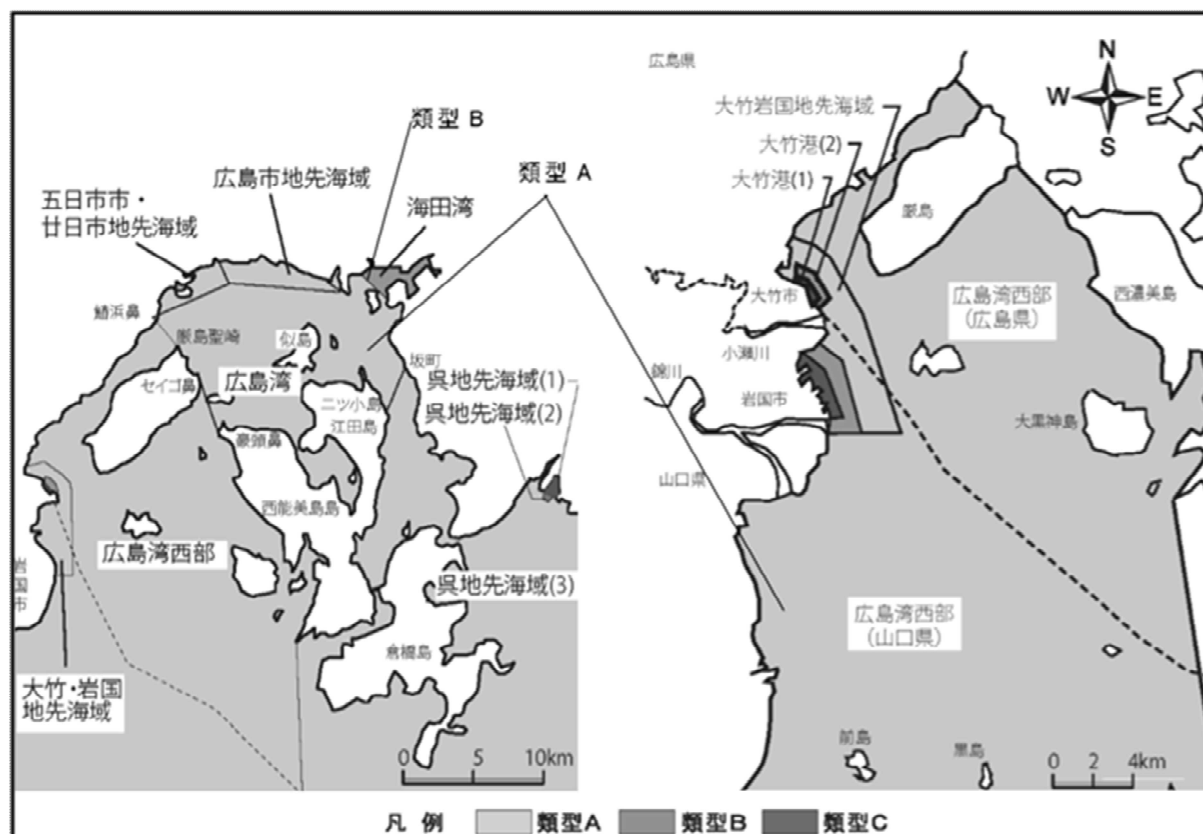
- 1 「イ」は、直ちに達成

⑥ 海域のCODに係る環境基準の類型指定状況

環境基準類型指定水域名	該当類型	達成期間	指定年月日	指定機関	備考
広島湾西部	海域 A	イ	S45. 9. 1	国	広島湾西部水域
五日市・廿日市地先海域	海域 A	ハ	S45. 10. 1	県	広島湾水域
広島湾	海域 A	イ			

(注) 達成期間の分類は、次のとおりとする。

- 1 「イ」は、直ちに達成
- 2 「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成



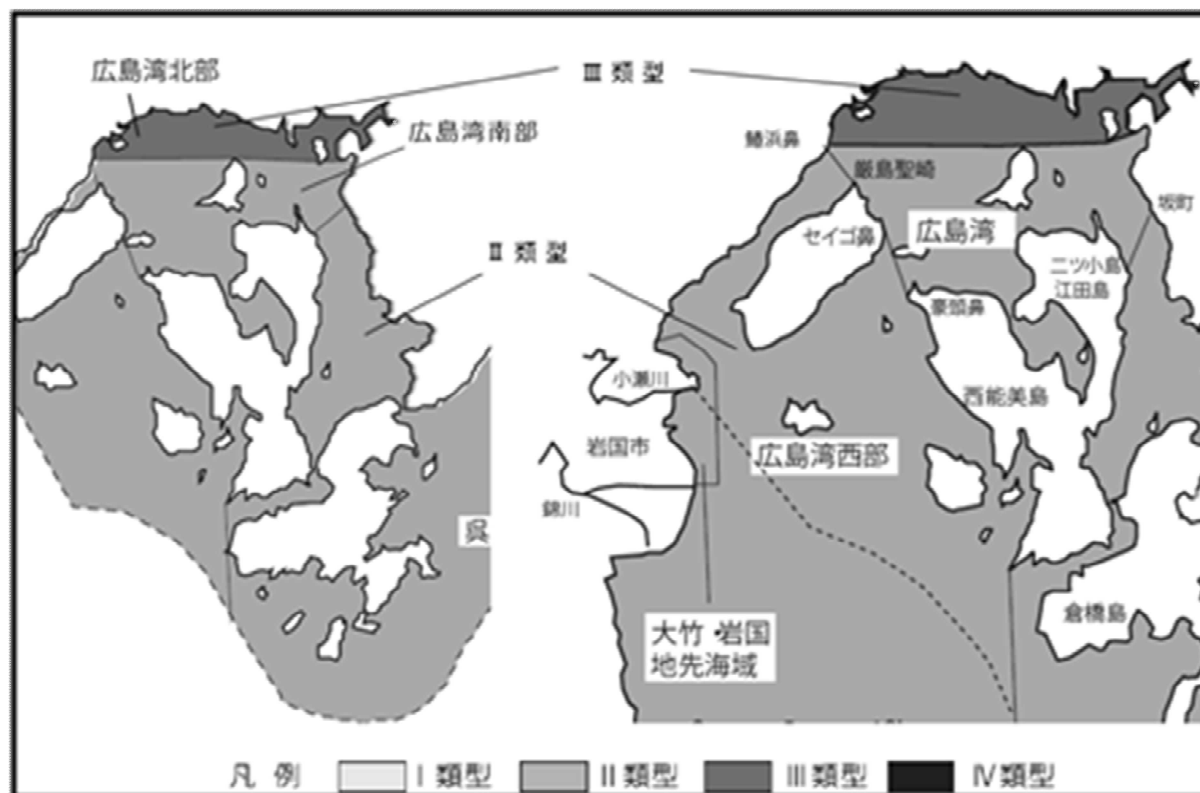
類型指定水域図（広島湾西部、五日市・廿日市地先海域、広島湾）

⑦ 海域の全窒素及び全りんに係る環境基準の類型指定状況

環境基準類型指定水域名	該当類型	達成期間	指定年月日	指定機関	備考
広島湾西部	海域Ⅱ	イ	H9. 4. 28	国	広島湾西部水域
広島湾北部	海域Ⅲ	イ	H9. 4. 10	県	広島湾水域
広島湾南部	海域Ⅱ	ロ			

(注) 達成期間の分類は、次のとおりとする。

- 1 「イ」は、直ちに達成
- 2 「ロ」は、5年以内で可及的速やかに達成



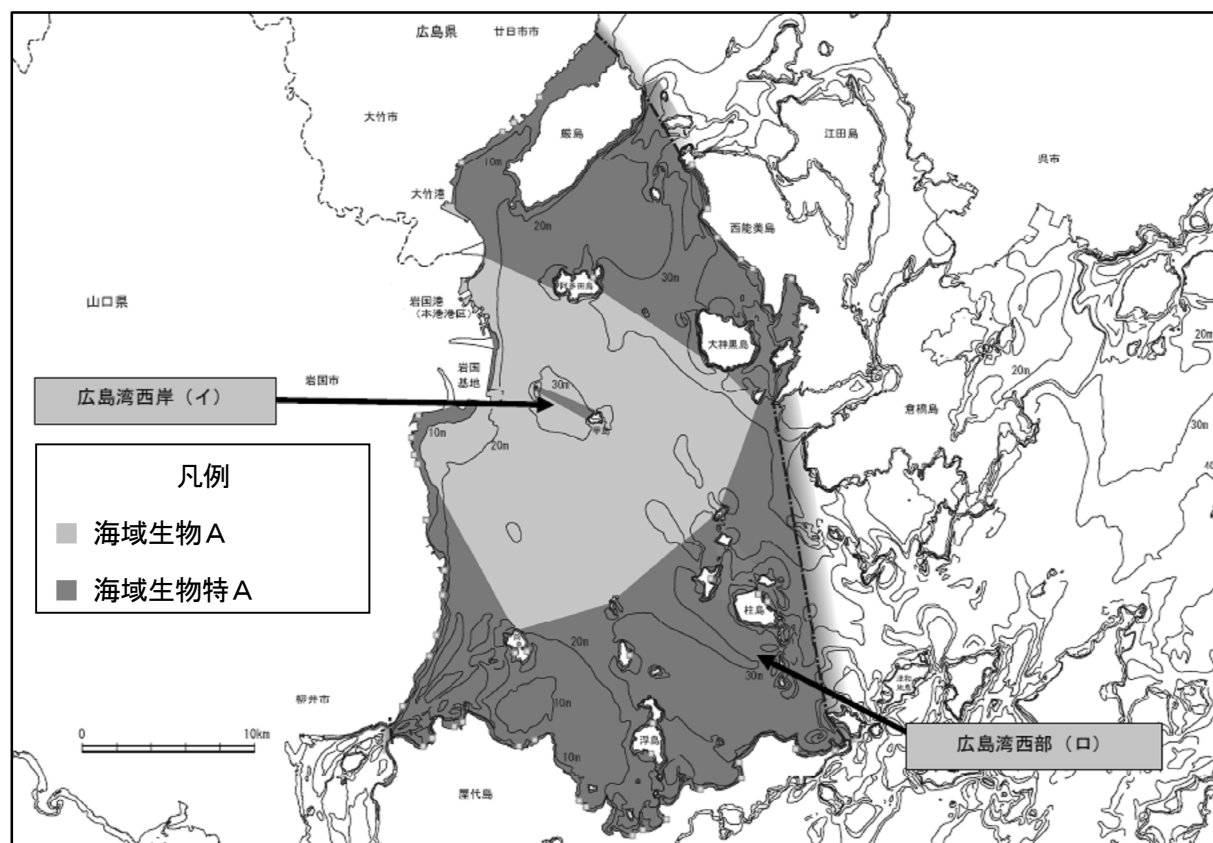
類型指定水域図（広島湾西部、広島湾北部、広島湾南部）

⑧ 海域の水生生物の保全に係る環境基準の類型指定状況

環境基準類型指定水域名	該当類型	達成期間	指定年月日	指定機関	備考
広島湾西部（口）	海域生物特A	イ	H29. 5. 22	国	広島湾西部水域

(注) 達成期間の分類は、次のとおりとする。

- 1 「イ」は、直ちに達成



類型指定水域図（広島湾西部）

(3) 地下水の水質汚濁に係る環境基準 (平成9年環境庁告示第10号)

項 目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下
ヒ素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化塩素	0.002 mg/L 以下
クロロエチレン (塩化ビニル)	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
フッ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

(4) 底質の暫定除去基準値 (昭和63年環水管第127号)

項 目	底質の暫定除去基準値 (底質の乾燥重量当たり)
水銀	25ppm 以上
P C B	10ppm 以上

(5) 水産用水基準 第8版 (平成30年公益財団法人日本水産資源保護協会)

項 目	基準値	
	淡水域	海域
残留塩素	検出されないこと	検出されないこと

2 河川水質測定項目及び測定地点

(1) 生活環境項目等

(廿日市・佐伯地域)

地域	廿日市地域			佐伯地域		
水系	佐方川水系	可愛川水系	御手洗川水系	小瀬川水系	玖島川水系 (太田川水系)	
測定地点 測定項目	桂橋	今田橋	石原橋 明石橋	市野川合流 林川合流 七瀬川合流 飯山	白河川 冷川 市野川	中山川合流 泉水川合流
年間測定回数	各 6 回	各 6 回	各 6 回	各 6 回	各 1 回	各 6 回
水素イオン濃度 (pH)	○	○	○	○	○	○
生物化学的酸素要求量 (BOD)	○	○	○	○	○	○
化学的酸素要求量 (COD)	○	○	○	○	○	○
浮遊物質 (SS)	○	○	○	○	○	○
溶存酸素量 (DO)	○	○	○	○	○	○
大腸菌群数	○	○	○	○	○	○
全窒素 (T-N)	○	○	○	○	○	○
全りん (T-P)	○	○	○	○	○	○

(吉和・大野・宮島地域)

地域	吉和地域	大野地域		宮島地域
水系	太田川水系	永慶寺川水系	毛保川水系	紅葉谷川水系
測定地点 測定項目	西村養鯉場前 清水原橋下流 中津谷川合流	高見川合流	毛保川	紅葉谷川合流
年間測定回数	各 6 回	各 6 回	各 12 回	各 6 回
水素イオン濃度 (pH)	○	○	○	○
生物化学的酸素要求量 (BOD)	○	○	○	○
化学的酸素要求量 (COD)	○	○	○	○
浮遊物質 (SS)	○	○	○	○
溶存酸素量 (DO)	○	○	○	○
大腸菌群数	○	○	○	○
全窒素 (T-N)	○	○	○	○
全りん (T-P)	○	○	○	○

(2) 健康項目

地域	廿日市地域	佐伯地域		吉和地域	大野地域	宮島地域
水系	佐方川水系	小瀬川水系		太田川水系	毛保川水系	紅葉谷川水系
測定地点 測定項目	桂橋	市野川合流	白河川 冷川 市野川	中津谷川合流	毛保川	紅葉谷川合流
年間測定回数	各 1 回	各 1 回	各 1 回	各 1 回	各 2 回	各 1 回
カドミウム	○	○	○	○	○	○
全シアン	○	○	○	○	○	○
鉛	○	○		○	○	○
六価クロム	○	○	○	○	○	○
ひ素	○	○	○	○	○	○
総水銀	○	○	○	○	○	○
アルキル水銀	○	○		○	○	○
P C B	○	○		○	○	○
ジクロロメタン	○	○		○	○	○
四塩化炭素	○	○		○	○	○
1,2-ジクロロエタン	○	○		○	○	○
1,1-ジクロロエチレン	○	○		○	○	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	○	○		○	○	○
1,1,1-トリクロロエタン	○	○		○	○	○
1,1,2-トリクロロエタン	○	○		○	○	○
トリクロロエチレン	○	○		○	○	○
テトラクロロエチレン	○	○		○	○	○
1,3-ジクロロプロペン	○	○		○	○	○
チウラム	○	○		○	○	○
シマジン	○	○		○	○	○
チオベンカルブ	○	○		○	○	○
ベンゼン	○	○		○	○	○
セレン	○	○		○	○	○
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	○	○		○	○	○
ふっ素	○	○		○	○	○
ほう素	○	○		○	○	○
1,4-ジオキサン	○	○		○	○	○

(3) 残留塩素（遊離残留塩素）

地域	廿日市地域	佐伯地域		吉和地域
水系	可愛川水系	小瀬川水系	玖島川水系 (太田川水系)	太田川水系
測定地点 測定項目	今田橋	市野川合流 七瀬川合流	中山川合流	西村養鰐場前 清水原橋下流 中津谷川合流
年間測定回数	各 5 回	各 5 回	各 5 回	各 5 回
遊離残留塩素	○	○	○	○

3 河川生活環境項目等水質測定結果

(1) 廿日市地域

水系	地 測 点 定	類 型	測定項目	流量	気温	水温	pH	BOD	COD	SS	DO	大腸菌群数	全窒素 (T-N)	全りん (T-P)	残留塩素 (遊離)
			採水年月日	(m³/s)	(°C)	(°C)		(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	(MPN/100mL)	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)
佐方川水系	桂橋	—	R3. 5. 10	0.02	19.8	16.7	8.0	3.2	4.0	1	9.4	54,000	2.9	0.27	—
			R3. 7. 14	0.15	30.8	22.0	7.7	0.9	3.8	10	8.8	24,000	1.6	0.096	—
			R3. 9. 7	0.19	24.9	20.7	7.3	1.6	3.5	8	9.8	4,900	0.78	0.072	—
			R3. 11. 19	0.04	17.4	13.8	7.3	2.8	4.3	4	9.8	130,000	2.2	0.21	—
			R4. 1. 7	0.02	11.6	7.0	7.5	6.1	6.5	3	12	17,000	4.3	0.48	—
			R4. 3. 3	0.02	13.1	9.1	7.4	4.1	6.2	3	9.3	79,000	3.3	0.37	—
			年平均	0.07	19.6	14.9	7.5	3.1	4.7	5	9.9	51,500	2.5	0.25	—
			75%値	—	—	—	—	4.1	—	—	—	—	—	—	—
可愛川水系	今田橋	B	R3. 5. 14	0.30	24.1	22.3	7.8	1.1	3.1	6	11	2,300	1.2	0.063	—
			R3. 7. 1	0.46	26.4	22.1	7.7	0.5	2.6	5	9.0	5,400	1.1	0.074	<0.05
			R3. 9. 1	0.94	26.2	22.0	8.0	0.6	2.6	7	9.3	13,000	0.63	0.038	<0.05
			R3. 11. 18	0.21	14.6	14.4	7.7	0.5	2.2	3	10	1,300	0.81	0.048	<0.05
			R4. 1. 5	0.13	9.2	9.2	7.7	0.8	1.7	4	12	2,300	1.1	0.048	<0.05
			R4. 3. 7	0.10	9.6	10.0	7.8	1.0	1.9	4	11	2,300	1.7	0.073	<0.05
			年平均	0.36	18.4	16.7	7.8	0.8	2.4	5	10	4,400	1.1	0.057	<0.05
			75%値	—	—	—	—	1.0	—	—	—	—	—	—	—
	可愛(県)	—	R2. 4. 22	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.6	0.094	—
			R2. 6. 23	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.6	0.090	—
			R2. 8. 12	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.0	0.079	—
			R2. 10. 14	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.5	0.12	—
			R2. 12. 9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2.5	0.23	—
			R3. 2. 10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2.7	0.24	—
			年平均	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.8	0.14	—
			75%値	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
御手洗川水系	石原橋	B	R3. 5. 14	0.22	26.1	18.5	7.6	1.7	3.8	5	9.7	700	0.47	0.027	—
			R3. 7. 1	0.33	27.9	21.8	7.8	0.8	3.3	6	15	9,200	0.51	0.028	—
			R3. 9. 7	1.09	26.4	19.7	7.6	0.9	2.6	5	11	4,900	0.35	0.020	—
			R3. 11. 19	0.22	17.1	13.8	7.7	0.5	2.1	2	11	2,300	0.32	0.021	—
			R4. 1. 5	0.14	11.0	8.8	7.8	<0.5	1.3	<1	12	490	0.34	0.019	—
			R4. 3. 7	0.11	11.2	9.1	7.8	0.7	1.6	1	12	490	0.50	0.027	—
			年平均	0.35	20.0	15.3	7.7	0.9	2.5	3	12	3,000	0.42	0.024	—
			75%値	—	—	—	—	0.9	—	—	—	—	—	—	—
	明石橋	B	R3. 5. 14	0.12	23.6	16.5	7.6	1.0	3.0	9	10	330	0.50	0.028	—
			R3. 7. 1	0.12	26.3	20.4	7.7	0.9	2.7	8	15	5,400	0.42	0.026	—
			R3. 9. 7	0.39	23.4	19.4	7.5	0.8	3.0	8	9.7	7,900	0.34	0.024	—
			R3. 11. 19	0.06	14.9	13.0	7.6	0.9	2.2	5	10	2,300	0.28	0.024	—
			R4. 1. 5	0.05	9.7	7.5	7.7	0.7	1.3	2	12	230	0.28	0.015	—
			R4. 3. 7	0.04	8.4	7.6	8.8	0.6	1.6	4	12	490	0.39	0.019	—
			年平均	0.13	17.7	14.1	7.8	0.8	2.3	6	11	2,800	0.37	0.023	—
			75%値	—	—	—	—	0.9	—	—	—	—	—	—	—
	金剛寺(県)	—	R2. 4. 22	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.0	0.060	—
			R2. 6. 23	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.0	0.061	—
			R2. 8. 12	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.82	0.050	—
			R2. 10. 14	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.96	0.069	—
			R2. 12. 9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.6	0.14	—
			R3. 2. 10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.5	0.098	—
			年平均	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.1	0.080	—
			75%値	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注1) 数値の網掛けは、当該類型の基準値を上回ることを示す(以下同じ。)

(注2) 令和4年3月までは、大腸菌群数(MPN/100mL)の基準を適用する(以下同じ。)

(2) 佐伯地域

水系	地 測 点 定	類 型	測定項目	流量	気温	水温	pH	BOD	COD	SS	DO	大腸菌群数	全窒素 (T-N)	全りん (T-P)	残留塩素 (遊離)
			採水年月日	(m³/s)	(°C)	(°C)		(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	(MPN/100mL)	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)
玖島川水系	中山川合流	A	R3. 5. 10	0.80	19.6	16.8	7.6	<0.5	2.2	2	9.8	330	0.58	0.039	—
			R3. 7. 1	1.65	23.4	19.9	7.7	1.0	2.6	1	8.3	3,500	0.46	0.024	<0.05
			R3. 9. 1	—	25.8	21.0	7.5	0.8	2.8	2	8.8	9,200	0.28	0.024	<0.05
			R3. 11. 18	0.84	15.1	13.0	7.7	0.7	1.4	<1	11	3,300	0.38	0.028	<0.05
			R4. 1. 5	0.91	5.6	7.0	7.6	<0.5	1.8	<1	12	490	0.47	0.020	<0.05
			R4. 3. 3	0.79	13.1	9.8	7.7	0.9	1.8	1	12	2,300	0.79	0.081	<0.05
			年平均	1.00	17.1	14.6	7.6	0.7	2.1	1	10	3,200	0.49	0.036	<0.05
			75%値	—	—	—	—	0.9	—	—	—	—	—	—	—

(資料編) Ⅲ 水質関係

(佐伯地域続き)

水系	地点	測定 類型	測定項目 採水年月日	流量 (m³/s)	気温 (℃)	水温 (℃)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	DO (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)	全窒素 (T-N) (mg/L)	全りん (T-P) (mg/L)	残留塩素 (遊離) (mg/L)
玖島川水系	泉水川合流	A	R3. 5. 10	1.76	19.8	16.2	7.6	0.7	2.2	2	9.1	490	0.36	0.029	-
			R3. 7. 1	1.12	24.9	20.0	7.4	<0.5	1.7	3	9.0	2,400	0.38	0.021	-
			R3. 9. 1	2.08	26.3	20.0	7.6	<0.5	1.7	3	9.3	5,400	0.25	0.023	-
			R3. 11. 18	0.46	14.8	13.3	7.7	0.7	1.8	<1	10	490	0.24	0.018	-
			R4. 1. 5	0.36	5.6	7.0	7.7	<0.5	1.2	<1	11	1,400	0.24	0.009	-
			R4. 3. 3	0.51	13.1	9.1	7.6	0.9	1.6	<1	11	230	0.42	0.022	-
			年平均	1.05	17.4	14.3	7.6	0.6	1.7	2	9.9	1,700	0.32	0.020	-
			75%値	-	-	-	-	0.7	-	-	-	-	-	-	-
	渡ノ瀬貯水池流入前 (県)	-	R2. 4. 22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.57	0.029	-
			R2. 6. 23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.54	0.024	-
			R2. 8. 12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.32	0.019	-
			R2. 10. 14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.49	0.018	-
			R2. 12. 9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.47	0.026	-
			R3. 2. 10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.70	0.017	-
			年平均	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.52	0.022	-
			75%値	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	渡ノ瀬ダム貯水池 (全層)(県)	湖沼Ⅱ	R2. 4. 22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.34	0.014	-
			R2. 6. 23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.76	0.036	-
			R2. 8. 12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.60	0.021	-
			R2. 10. 14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.11	0.020	-
			R2. 12. 9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.36	0.022	-
			R3. 2. 10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.43	0.022	-
			年平均	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.60	0.022	-
			75%値	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小瀬川水系	市野川合流	A A	R3. 5. 10	2.00	19.7	11.7	7.5	0.7	1.2	<1	11	24,000	0.34	0.021	-
			R3. 7. 1	1.15	24.2	19.2	7.5	1.0	2.5	<1	10	5,400	0.30	0.016	<0.05
			R3. 9. 1	2.82	25.1	20.6	7.5	<0.5	1.4	<1	9.1	24,000	0.26	0.019	<0.05
			R3. 11. 18	0.83	17.6	11.3	7.6	0.7	2.0	<1	11	13,000	0.31	0.016	<0.05
			R4. 1. 5	1.51	4.0	5.1	7.5	<0.5	1.5	<1	13	33,000	0.27	0.012	<0.05
			R4. 3. 3	3.26	10.9	6.2	7.2	1.1	2.0	1	13	49,000	0.43	0.019	<0.05
			年平均	1.93	16.9	12.4	7.5	0.8	1.8	1	11	24,700	0.32	0.017	<0.05
			75%値	-	-	-	-	1.0	-	-	-	-	-	-	-
	市野川	A A	R3. 7. 1	0.29	22.0	17.8	7.4	0.9	2.4	1	9.7	1,100	0.52	0.017	-
			年平均	0.29	22.0	17.8	7.4	0.9	2.4	1	9.7	1,100	0.52	0.017	-
	冷川	A A	R3. 7. 1	0.22	23.8	18.2	7.5	1.2	2.4	2	9.5	3,500	0.37	0.050	-
			年平均	0.22	23.8	18.2	7.5	1.2	2.4	2	9.5	3,500	0.37	0.050	-
	白河川	A A	R3. 7. 1	0.30	30.7	17.6	7.3	0.6	1.9	<1	10	700	0.15	0.047	-
			年平均	0.30	30.7	17.6	7.3	0.6	1.9	<1	10	700	0.15	0.047	-
	林川合流	-	R3. 5. 10	0.24	22.3	17.0	7.3	0.6	2.6	3	9.3	2,200	0.65	0.044	-
			R3. 7. 1	0.34	27.7	20.1	7.4	0.8	1.9	3	9.5	5,400	0.57	0.042	-
			R3. 9. 1	0.87	25.6	20.1	7.6	1.4	2.8	4	9.0	24,000	0.31	0.034	-
			R3. 11. 18	0.21	15.0	10.9	7.4	0.9	1.8	<1	10	2,300	0.47	0.038	-
			R4. 1. 5	0.13	6.9	7.8	7.4	<0.5	1.5	<1	12	7,900	0.49	0.022	-
			R4. 3. 3	0.11	11.9	10.2	7.4	0.5	1.8	1	11	2,300	0.65	0.085	-
			年平均	0.32	18.2	14.4	7.4	0.8	2.1	2	10	7,400	0.52	0.044	-
			75%値	-	-	-	-	0.9	-	-	-	-	-	-	-
	七瀬川合流	A A	R3. 5. 10	3.71	21.4	12.9	7.4	<0.5	1.6	<1	10	130	0.06	0.013	-
			R3. 7. 1	2.04	22.2	18.1	7.4	<0.5	1.9	<1	10	790	0.19	0.017	<0.05
			R3. 9. 1	3.72	28.0	20.0	7.6	<0.5	1.7	<1	9.1	790	0.09	0.016	<0.05
			R3. 11. 18	0.89	13.4	10.8	7.4	<0.5	1.8	1	11	330	0.13	0.017	<0.05
			R4. 1. 5	1.02	6.6	4.5	7.4	<0.5	1.4	<1	13	70	0.13	0.007	<0.05
			R4. 3. 3	2.45	10.4	6.0	7.0	<0.5	1.5	<1	12	23	0.23	0.013	<0.05
			年平均	2.31	17.0	12.1	7.4	<0.5	1.7	1	11	360	0.14	0.014	<0.05
			75%値	-	-	-	-	<0.5	-	-	-	-	-	-	-
	飯山	A A	R3. 5. 10	0.17	18.1	10.1	7.5	<0.5	2.1	1	10	45	0.14	0.010	-
			R3. 7. 1	0.15	19.5	17.0	7.3	<0.5	2.9	4	9.2	490	0.28	0.013	-
			R3. 9. 1	0.20	20.7	18.9	7.6	<0.5	2.9	4	9.1	1,100	0.23	0.016	-
			R3. 11. 18	0.05	11.9	8.6	7.4	0.6	2.1	<1	11	130	0.18	0.011	-
			R4. 1. 5	0.08	3.8	3.9	7.4	<0.5	1.7	<1	12	23	0.36	0.008	-
			R4. 3. 3	0.19	4.9	4.0	7.0	0.7	1.8	1	12	79	0.24	0.013	-
			年平均	0.14	13.2	10.4	7.4	0.6	2.3	2	11	310	0.24	0.012	-
			75%値	-	-	-	-	0.6	-	-	-	-	-	-	-

(3) 吉和地域

水系	地 測 点 定	類 型	測定項目 採水年月日	流量 (m ³ /s)	気温 (°C)	水温 (°C)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	DO (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)	全窒素 (T-N) (mg/L)	全りん (T-P) (mg/L)	残留塩素 (遊離) (mg/L)
太田川水系	西村養鰐場前	A A	R3. 5. 10	-	16.7	10.7	7.4	0.7	1.6	<1	11	130	0.13	0.016	-
			R3. 7. 1	-	21.9	17.6	7.5	1.0	1.9	<1	15	3,500	0.22	0.020	<0.05
			R3. 9. 1	-	20.7	18.9	7.5	1.3	1.4	<1	9.5	2,400	0.27	0.017	<0.05
			R3. 11. 18	-	13.7	8.4	7.6	0.5	1.5	<1	11	230	0.27	0.014	<0.05
			R4. 1. 5	-	3.3	5.8	7.6	<0.5	1.4	<1	13	1,300	0.17	0.008	<0.05
			R4. 3. 3	-	6.1	4.0	7.2	<0.5	1.3	1	12	33	0.40	0.012	<0.05
			年平均	-	13.7	10.9	7.5	0.8	1.5	1	12	1,270	0.24	0.015	<0.05
			75%値	-	-	-	-	1.0	-	-	-	-	-	-	-
	中津谷川合流	A A	R3. 5. 10	2.60	16.7	10.0	7.4	<0.5	1.5	<1	11	45	0.18	0.014	-
			R3. 7. 1	1.13	22.1	17.6	7.5	0.7	1.6	<1	14	2,400	0.26	0.016	<0.05
			R3. 9. 1	2.18	25.9	18.1	7.5	<0.5	1.4	<1	9.2	1,300	0.14	0.017	<0.05
			R3. 11. 18	1.00	14.8	8.4	7.5	<0.5	1.8	<1	11	79	0.13	0.014	<0.05
			R4. 1. 5	1.24	3.9	3.3	7.6	<0.5	1.2	<1	13	230	0.22	0.010	<0.05
			R4. 3. 3	4.17	3.7	4.0	7.3	0.8	1.6	<1	12	79	0.38	0.011	<0.05
			年平均	2.05	14.5	10.2	7.5	0.6	1.5	<1	12	690	0.22	0.014	<0.05
			75%値	-	-	-	-	0.7	-	-	-	-	-	-	-
	清水原橋下流	A A	R3. 5. 10	0.61	15.6	10.4	7.4	0.5	1.7	<1	10	45	0.33	0.027	-
			R3. 7. 1	0.41	18.4	15.6	7.5	1.0	1.9	2	10	230	0.43	0.038	<0.05
			R3. 9. 1	0.78	20.3	17.0	7.6	<0.5	1.6	<1	8.9	790	0.35	0.035	<0.05
			R3. 11. 18	0.23	11.1	8.0	7.5	1.1	2.0	<1	11	130	0.35	0.038	<0.05
			R4. 1. 5	0.50	3.5	3.7	7.7	<0.5	1.3	<1	12	230	0.29	0.017	<0.05
			R4. 3. 3	0.77	2.6	4.4	7.3	0.9	1.4	<1	12	49	0.50	0.048	<0.05
			年平均	0.55	11.9	9.9	7.5	0.8	1.7	1	11	250	0.38	0.034	<0.05
			75%値	-	-	-	-	1.0	-	-	-	-	-	-	-

(4) 大野地域

水系	地 測 点 定	類 型	測定項目 採水年月日	流量 (m ³ /s)	気温 (°C)	水温 (°C)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	DO (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)	全窒素 (T-N) (mg/L)	全りん (T-P) (mg/L)	残留塩素 (遊離) (mg/L)
永慶寺川水系	高見川合流	B	R3. 5. 14	0.15	24.8	20.1	7.5	1.1	3.5	1	9.6	330	0.72	0.053	-
			R3. 7. 1	0.19	29.1	22.0	7.7	0.5	2.4	<1	15	9,200	0.71	0.053	-
			R3. 9. 7	0.43	24.5	20.6	7.5	0.7	2.2	<1	10	13,000	0.36	0.024	-
			R3. 11. 19	0.06	16.3	11.8	7.4	<0.5	1.8	<1	11	2	0.73	0.14	-
			R4. 1. 5	0.05	10.6	8.8	7.8	0.6	1.4	<1	13	3,300	0.55	0.022	-
			R4. 3. 7	0.01	11.2	10.2	8.3	1.5	2.7	2	14	230	1.9	0.034	-
			年平均	0.15	19.4	15.6	7.7	0.8	2.3	1	12	4,300	0.83	0.054	-
			75%値	-	-	-	-	1.1	-	-	-	-	-	-	-
	下浜(県)	-	R2. 4. 22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.56	0.031	-
			R2. 6. 23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.61	0.032	-
			R2. 8. 12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.68	0.032	-
			R2. 10. 14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.96	0.062	-
			R2. 12. 9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.0	0.044	-
			R3. 2. 10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.6	0.10	-
			年平均	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.90	0.050	-
			75%値	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
毛保川水系	毛保川	-	R3. 4. 7	0.04	14.0	11.3	7.3	<0.5	1.4	<1	11	230	0.37	0.032	-
			R3. 5. 14	0.07	23.4	18.8	7.5	1.0	2.7	3	9.6	230	0.08	0.010	-
			R3. 6. 2	0.03	22.5	16.8	7.5	1.3	1.5	1	9.6	1,100	0.11	0.011	-
			R3. 7. 20	0.52	26.2	21.5	7.6	<0.5	1.6	1	8.7	2,300	0.16	0.014	-
			R3. 8. 6	0.07	34.3	27.0	7.8	0.6	1.1	<1	9.0	3,300	0.38	0.015	-
			R3. 9. 7	0.43	29.6	20.6	7.5	0.7	2.3	<1	9.9	1,300	0.13	0.010	-
			R3. 10. 7	0.17	27.3	22.8	7.3	1.6	2.2	2	8.9	2,300	0.15	0.007	-
			R3. 11. 19	0.04	9.8	11.3	7.5	<0.5	1.8	<1	11	330	0.19	0.012	-
			R3. 12. 8	0.05	12.6	10.8	7.5	<0.5	1.1	<1	12	1,300	0.12	0.010	-
			R4. 1. 5	0.04	10.6	8.7	7.6	<0.5	2.0	1	14	490	0.17	0.021	-
			R4. 2. 3	0.02	5.6	5.9	7.7	<0.5	1.1	<1	14	490	0.11	0.012	-
			R4. 3. 7	<0.01	13.2	11.2	8.4	0.5	2.3	<1	13	4,900	0.15	0.020	-
			年平均	0.12	19.1	15.6	7.6	0.7	1.8	1	11	1,500	0.18	0.015	-
			75%値	-	-	-	-	0.7	-	-	-	-	-	-	-

(5) 宮島地域

水系	地 測 定 点	類 型	測定項目	流量	気温	水温	pH	BOD	COD	SS	DO	大腸菌群数	全窒素 (T-N)	全りん (T-P)	残留塩素 (遊離)
			採水年月日	(m ³ /s)	(℃)	(℃)		(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	(MPN/100mL)	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)
紅葉谷川水系	紅葉谷川合流	—	R3.5.14	0.04	23.4	18.8	7.4	1.0	3.4	<1	9.0	49	0.10	0.010	—
			R3.7.12	0.21	31.9	24.4	7.5	<0.5	2.5	1	9.1	13,000	0.20	0.013	—
			R3.9.7	0.10	26.9	21.0	7.5	0.7	2.8	<1	9.8	490	0.16	0.013	—
			R3.11.19	<0.01	9.8	11.3	7.5	0.6	1.8	<1	11	23,000	0.12	0.011	—
			R4.1.5	0.01	7.3	6.6	7.7	1.0	1.7	1	14	23,000	0.15	0.010	—
			R4.3.7	<0.01	12.1	9.1	7.8	0.6	1.6	<1	13	170	0.30	0.013	—
			年平均	0.06	18.6	15.2	7.6	0.7	2.3	1	11	10,000	0.17	0.012	—
			75%値	—	—	—	—	1.0	—	—	—	—	—	—	—

4 河川健康項目水質測定結果

(単位: mg/L)

測定項目	測定地点	佐方川水系	小瀬川水系				太田川水系	毛保川水系		紅葉谷川水系
		桂橋	市野川合流	市野川	冷川	白河川	中津谷川合流	毛保川		紅葉谷川合流
採水年月日		R3.7.14	R3.7.1	R3.7.1	R3.7.1	R3.7.1	R3.7.1	R3.7.20	R4.1.5	R3.7.12
カドミウム		<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
全シアン		<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
鉛		<0.005	<0.005	—	—	—	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
六価クロム		<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
ひ素		<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
総水銀		<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀		<0.0005	<0.0005	—	—	—	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
P C B		<0.0005	<0.0005	—	—	—	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
ジクロロメタン		<0.002	<0.002	—	—	—	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素		<0.0002	<0.0002	—	—	—	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン		<0.0004	<0.0004	—	—	—	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン		<0.002	<0.002	—	—	—	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン		<0.004	<0.004	—	—	—	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン		<0.0005	<0.0005	—	—	—	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン		<0.0006	<0.0006	—	—	—	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン		<0.002	<0.002	—	—	—	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
テトラクロロエチレン		<0.0005	<0.0005	—	—	—	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン		<0.0002	<0.0002	—	—	—	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
チウラム		<0.0006	<0.0006	—	—	—	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
シマジン		<0.0003	<0.0003	—	—	—	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ		<0.002	<0.002	—	—	—	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
ベンゼン		<0.001	<0.001	—	—	—	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン		<0.002	<0.002	—	—	—	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		0.66	0.24	—	—	—	0.20	0.14	0.16	0.11
ふっ素		<0.08	<0.08	—	—	—	<0.08	0.15	0.66	0.11
ほう素		0.19	<0.01	—	—	—	<0.01	<0.01	<0.01	0.01
1,4-ジオキサン		<0.005	<0.005	—	—	—	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005

5 海域水質・底質測定項目及び測定地点

(1) 水質 (生活環境項目)

測定地点 測定項目	大野瀬戸東	
採水地点	表層	中層
年間測定回数	各2回(7月、1月)	
水素イオン濃度(pH)	○	○
化学的酸素要求量(COD)	○	○
浮遊物質(SS)	○	○
溶存酸素量(DO)	○	○
大腸菌群数	○	○
n-ヘキサン抽出物質	○	
全窒素(T-N)	○	○
全りん(T-P)	○	○

(2) 底質

測定地点 測定項目	大野瀬戸東	広島湾西部21
年間測定回数	各1回(1月)	各1回(1月)
水素イオン濃度(pH)	○	○
化学的酸素要求量(COD)	○	○
硫化物	○	○
強熱減量	○	○
カドミウム	○	○
鉛	○	○
総クロム	○	○
ひ素	○	○
総水銀	○	○
アルキル水銀	○	○
PCB	○	○
銅	○	○
亜鉛	○	○
鉄	○	○
マンガン	○	○
ニッケル	○	○

6 海域水質測定結果

地測 点定	地採 点水	類 型	測定項目 採水年月日	気温 (℃)	水温 (℃)	水深 (m)	透明度 (m)	pH	COD (mg/L)	SS (mg/L)	DO (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)	n-ヘキサン 抽出物質 (mg/L)	全窒素 (T-N) (mg/L)	全りん (T-P) (mg/L)
大野 瀬戸 東	表層	A II	R3.7.26	28.9	26.1	16.7	2.5	8.5	4.0	1	9.0	17	<0.5	0.31	0.034
			R4.1.17	6.9	11.0	15.5	5.2	8.2	1.6	2	9.2	5	<0.5	0.15	0.028
			年平均	17.9	18.6	16.1	3.9	8.4	2.8	2	9.1	11	<0.5	0.23	0.031
	中層	A II	R3.7.26	28.9	25.4	16.7	2.5	8.4	2.8	1	8.2	17	-	0.30	0.028
			R4.1.17	6.9	11.0	15.5	5.2	8.2	1.5	1	9.2	<2	-	0.15	0.021
			年平均	17.9	18.2	16.1	3.9	8.3	2.2	1	8.7	10	-	0.23	0.025

7 海域底質測定結果

測定地点	測定項目 採泥年月日	気温 (°C)	泥温 (°C)	水深 (m)	pH	COD (mg/L)	硫化物 (mg/g)	強熱減量 (%)	カドミウム (mg/kg)	鉛 (mg/kg)	総クロム (mg/kg)
大野瀬戸東	R4.1.17	7.0	12.2	15.5	7.5	46	0.54	14.2	0.75	39	37
広島湾西部21	R4.1.17	8.8	13.1	33.5	7.8	26	0.23	14.2	0.25	27	44
測定地点	測定項目 採泥年月日	ヒ素 (mg/kg)	総水銀 (mg/kg)	アルキル 水銀 (mg/kg)	PCB (mg/kg)	銅 (mg/kg)	亜鉛 (mg/kg)	鉄 (mg/kg)	マンガン (mg/kg)	ニッケル (mg/kg)	
大野瀬戸東	R4.1.17	8.7	0.17	<0.01	<0.01	43	290	30000	490	17	
広島湾西部21	R4.1.17	4.2	0.12	<0.01	<0.01	30	170	26000	630	23	

IV 騒音・振動関係

1 環境基準等

(1) 騒音に係る環境基準（平成10年環境庁告示第64号）

① 一般地域

地域の類型	基準値	
	昼 間	夜 間
A A	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

(注)

- 1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
- 2 A Aを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
- 3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
- 4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
- 5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

② 道路に面する地域

地域の区分	基準値	
	昼 間	夜 間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考

- 1 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

③ 幹線交通を担う道路に近接する空間（特例）

地域の区分	基準値	
	昼 間	夜 間
道路に面する地域のうち、幹線交通を担う道路に近接する空間	70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考

- 1 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。

(注)

- 1 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。）並びに一般自動車道にあって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路をいう。
- 2 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路は、道路端から15メートルまでの範囲、また、2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路は、道路端から20メートルまでの範囲をいう。

④ その他

ア 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとする。

イ この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しないものとする。

(2) 騒音に係る環境基準の地域の類型指定（平成24年廿日市市告示第78号）

該当類型	地域の区分
A A	該当地域なし
A	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
B	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域（一部地域を除く。）
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域、吉和地域の一部

(3) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準（昭和50年環境庁告示第46号）

地域の類型	基準値
I	70 デシベル以下
II	75 デシベル以下

備考

- 1 環境基準は、午前6時から午後12時までの間の新幹線鉄道騒音に適用するものとする。

(4) 新幹線騒音に係る環境基準の地域の類型指定（昭和52年広島県告示第406号）

該当類型	地域の区分	地域の範囲
I	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域	新幹線鉄道の軌道中心線から左右両側300m（橋りょう構造に係る部分については、400m）以内の地域
II	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	

(5) 自動車騒音の限度（平成12年総理府令第15号、平成24年廿日市市告示第75号）

区域の区分	区域の範囲	車線等	時間の区分	
			昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～翌6時)
a 区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域	1 車 線	65 デシベル	55 デシベル
		2 車線以上	70 デシベル	65 デシベル
		近 接 区 域	75 デシベル	70 デシベル
b 区域	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域（一部地域を除く。）	1 車 線	65 デシベル	55 デシベル
		2 車線以上 近 接 区 域	75 デシベル	70 デシベル
c 区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域、吉和地域の一部	車線を有する道路 近 接 区 域	75 デシベル	70 デシベル

(注)

- 1 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとする。
 2 「車線」とは、1 縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車

道部分をいう。

3 「近接区域」とは、「幹線交通を担う道路に近接する区域」をいい、2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路は、道路端から15メートルまでの範囲、また、2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路は、道路端から20メートルまでの範囲をいう。

4 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。）並びに一般自動車道にあって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路をいう。

(6) 特定工場等における騒音の規制基準（広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則第35条、昭和48年広島県告示第171号、平成24年廿日市市告示第75号）

区域の区分		時間の区分	許容限度	
種 別	地 域		騒音規制法	広島県条例
第1種区域	第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域並びにこれらに相当する地域	朝（6時～8時）	45 デシベル	45 デシベル
		昼間（8時～18時）	50 デシベル	50 デシベル
		夕（18時～22時）	45 デシベル	45 デシベル
		夜間（22時～翌6時）	45 デシベル	45 デシベル
第2種区域	第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びにこれらに相当する地域	朝（6時～8時）	50 デシベル	50 デシベル
		昼間（8時～18時）	55 デシベル	55 デシベル
		夕（18時～22時）	50 デシベル	50 デシベル
		夜間（22時～翌6時）	45 デシベル	45 デシベル
第3種地域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びにこれらに相当する地域	朝（6時～8時）	60 デシベル	65 デシベル
		昼間（8時～18時）	60 デシベル	65 デシベル
		夕（18時～22時）	60 デシベル	65 デシベル
		夜間（22時～翌6時）	50 デシベル	55 デシベル
第4種地域	工業地域及びこれに相当する地域	朝（6時～8時）	70 デシベル	70 デシベル
		昼間（8時～18時）	70 デシベル	70 デシベル
		夕（18時～22時）	70 デシベル	70 デシベル
		夜間（22時～翌6時）	60 デシベル	65 デシベル

備考

- 1 騒音の測定場所は、特定工場等の敷地の境界線上で行う。
- 2 「これに相当する地域」及び「これらに相当する地域」とは、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域の定めのない地域のうち、騒音の規制区域に指定された地域をいう。

(7) 騒音関係特定施設（騒音規制法施行令第1条、広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則第34条）

特定施設の名称		規模又は能力		用 途
		騒音規制法	広島県条例	
1	金属加工機械			
	イ 圧延機械	定格出力の合計が22.5kW以上のもの		回転する2本のロールの間に金属を通過させて塑性加工し、金属の板材、条材、形材、パイプ材等をつくる機械
	ロ 製管機械	すべての施設		円筒素材に穴あけを行い、これを圧延して管をつくる機械
	ハ ベンディングマシン（ロール式のものに限る）	定格出力の合計が3.75kW以上のもの		金属材料の曲げを行う機械の総称

特定施設の名称	規模又は能力		用 途
	騒音規制法	広島県条例	
1 金属加工機械（続き）			
ニ 液圧プレス（矯正プレスを除く）	すべての施設		水又は油の液圧でプレスし、金属素材の成型等塑性加工を行う機械
ホ 機械プレス	呼び加圧能力が294kN以上のもの		被加工物を押圧する力を機械的に発生するプレス機の総称
ヘ せん断機	定格出力の合計が3.75kW以上のもの		一对のせん断刃が互いに閉じることによって、金属材料を切断する機械
ト 鍛造機	すべての施設		金属を加熱し、圧力を加えるか、たたいて成型する機械
チ ワイヤフォーミングマシン	すべての施設		線材又は針金を加工する機械
リ プラスト（タンブラスト以外のものであって密閉式を除く）	すべての施設		鉄片、砂等を鋳物等に向けて噴射し表面を清掃する機械
ヌ タンブラー	すべての施設		鋳造品と多角形の鉄片とを胴体内で回転させ表面を清掃する機械
ル 切断機（条例名称：高速度切断機）	といしを用いるものに限る	といしを用いるものを除く	金属材料を高速回転する円板の刃に押しつけて切断する機械
ヲ やすり目立機		すべての施設	刃の連続的な上下運動により、なまし鉄（棒）にやすり目を刻む機械
ワ 旋盤		定格出力が3.75kW以上のもの	工作物を主軸とともに回転させ、往復台上にある刃物を前後左右に動かして切削する機械
カ 型削盤		定格出力が3.75kW以上のもの	小型工作物の平面を切削する機械（テーブルに工作物を取り付け刃物を往復させて切削を行う。）
ヨ 平削盤		定格出力が7.5kW以上のもの	長大な平面を切削するのに用いる機械（水平に往復運動する台に工作物を固定し、台の往復ごとに運動方向に直角に刃を送って削る。）
タ 金属研磨機（移動式のものを除く）		すべての施設	といしを工具刃先として、精密なもの若しくは硬い金属の加工をする機械
2 空気圧縮機及び送風機	定格出力が7.5kW以上のもの	定格出力が7.5kW未満3.75kW以上のもの	送風機と圧縮機は原理構造は同じであるが、割合に風圧が低いものが送風機で、数気圧の圧力を発生するものが圧縮機
3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	定格出力が7.5kW以上のもの		【破碎機】 鉱山での鉱石の破碎、化学工場や窯業における原料及び製品の粉碎に使用 【摩砕機】 鉱山、化学工場などで原料の細・微粉碎等を使用 【ふるい、分級機】 鉱石粒などを粒の大小で分類するために使用
4 織機（原動機を用いるものに限る）	すべての施設		繊維糸を織物として織り上げる機械

特定施設の名称	規模又は能力		用 途
	騒音規制法	広島県条例	
5 建設用資材製造機械			
イ コンクリートプラント (気泡コンクリートプラントを除く)	混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のもの		コンクリートの材料を集合貯蔵し、所定配合量づつ計量してコンクリートミキサーに投入混練してコンクリートを製造する設備
ロ アスファルトプラント	混練機の混練重量が、200kg以上のもの		機械作業で骨材を加熱乾燥し、それとアスファルト溶液等を混合してアスファルト合材を生産する設備
ハ コンクリートブロックマシン		すべての施設	練り混ぜられたコンクリートを型枠に入れ、振動を加えて土木・建築用のブロックを造る機械
6 穀物用製粉機（ロール式のものに限る）	定格出力が7.5kW以上のもの		小麦等を粉砕する機械
7 木材加工機械			
イ ドラムバーカー	すべての施設		ドラムの中に原木を入れ、ドラムを回転させて樹皮を剥ぐ機械
ロ チッパー	定格出力が2.25kW以上のもの		バーカーで皮むきした丸太をパルプ原料であるチップ（小削片）に切削する機械
ハ 碎木機	すべての施設		砂岩等の円筒型砥石を回転させ、皮むきした丸太を押し付けて製紙用の木材粉をつくる機械
ニ 帯のこ盤	定格出力が製材用15kW以上、木工用2.25kW以上のもの	定格出力が木工用2.25kW未満0.75kW以上のもの	エンドレスの帯状ののこを高速回転させ木材を切断する機械
ホ 丸のこ盤	定格出力が製材用15kW以上、木工用2.25kW以上のもの	定格出力が木工用2.25kW未満0.75kW以上のもの	丸のこを高速回転させて木材を切断する機械
ヘ かな盤	定格出力が2.25kW以上のもの	定格出力が2.25kW未満0.75kW以上のもの	木材の凸凹の表面を平坦化する、塗装のための仕上げ面を得る等のために木材表面を削る機械
8 抄紙機	すべての施設		パルプ液を紙にすき、乾燥させる機械で、長いロール状となった紙が製造される
9 印刷機械（原動機を用いるものに限る）	すべての施設		印刷版の表面にインキをつけ、版面の文字等を紙・布などに刷り写す機械
10 合成樹脂用射出成形機	すべての施設		加熱し溶けた合成樹脂を金型に射出し成型を行う機械
11 鋳造型機（ジョルト式のものに限る）	すべての施設		鋳物砂を型に入れ振動で突き固め鋳型を造る機械
12 ダイカストマシン		すべての施設	アルミニウム、銅、亜鉛等及びそれらの合金を熔融したものを圧力によって金型に押し込んで鋳造する機械

(資料編)Ⅳ 騒音・振動関係

特定施設の名称	規模又は能力		用 途
	騒音規制法	広島県条例	
13 オシレートコンベア		すべての施設	未冷却鑄物を振動させながら運搬するコンベア
14 電動発電機		すべての施設	交流電動機に直流発電機を直結させて運転し、交流を直流に交換する整流装置（鑄物溶解の熱源として使用）

(8) 特定建設作業騒音規制基準（昭和43年厚生省・建設省告示第1号、昭和48年広島県告示第171号、平成24年廿日市市告示第75号）

特定建設作業の区分	音の大きさの許容限度	禁止される作業時間	1日の作業の許容時間	連続作業の許容時間	休日作業の禁止
くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機の使用作業 びょう打機を使用する作業 さく岩機を使用する作業 空気圧縮機を使用する作業 コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業 バックホウを使用する作業 トラクターショベルを使用する作業 ブルドーザーを使用する作業	85 デシベル	（第1号区域） 午後7時から翌日の午前7時まで （第2号区域） 午後10時から翌日の午前6時まで	（第1号区域） 10時間 （第2号区域） 14時間	6日以内	日曜日その他の休日には行わないこと

備考

- 1 第1号区域とは、特定工場等の騒音の指定区域のうち、第1種区域、第2種区域及び第3種区域に属する区域並びに第4種区域に属する区域であって、学校、保育所、病院、診療所（患者の収容施設を有するもの）、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートルの区域をいう。
- 2 第2号区域とは、特定工場等の騒音の指定区域のうち、第1号区域以外の区域をいう。
- 3 騒音の測定は、特定建設作業の場所の敷地の境界線上で行う。
- 4 当該作業がその作業を開始した日に終わるものは、この基準を適用しない。

(9) 騒音関係特定建設作業（騒音規制法施行令第2条、広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則第41条）

特定建設作業の名称（種類又は能力）	用 途
1 くい打機（もんけんを除く）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く）	【くい打機】 既製くいや矢板等を打ち込む機械 【くい抜機】 打ち込んだくいや矢板等を引き抜く機械 【くい打くい抜機】 同一機械でくいや矢板等の打ち込み、引き抜きを行う機械

特定建設作業の名称（種類又は能力）	用 途
2 びょう打機を使用する作業	鉄骨の接合方法のうち、高温に熱したリベットを鋼材の穴に挿入し、びょう打機でしめて接合する作業
3 削岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る）	空気圧縮機から送られた圧縮空気を動力としてコンクリートに穴をあける「のみ」を駆動し、その衝撃力で既存の構造物や舗装版の取り壊し等を行う作業
4 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、原動機の定格出力が15kW以上のものに限る）を使用する作業（削岩機の動力として使用する作業を除く）	コンクリート輸送作業や建築物塗装作業における吹付け等の動力に空気圧縮機の圧縮空気を使用する作業
5 コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る）を設けて行なう作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行なう作業を除く）	コンクリートプラント又はアスファルトプラントを特定の工事のため現場内あるいは近くに一時的に設置し使用する作業
6 バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る）を使用する作業	ショベルカーにバケットを取り付け、溝等の掘削を行う作業
7 トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る）を使用する作業	掘削された土砂をダンプトラック等に積み込む作業
8 ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る）を使用する作業	土砂の掘削、押土等を行う作業

(10) 道路交通振動の限度（振動規制法施行規則第12条、昭和53年広島県告示第58号、平成24年廿日市市告示第76号）

区域の区分	区域の範囲	時間の区分	
		昼間 (7時～19時)	夜間 (19時～翌7時)
第1種区域	特定工場等の騒音の指定地域の区分が第1種区域及び第2種区域に属する区域	65 デシベル	60 デシベル
第2種区域	特定工場等の騒音の指定地域の区分が第3種区域及び第4種区域（工業専用地域を除く。）に属する区域	70 デシベル	65 デシベル

備考

- 振動の測定場所は、道路の敷地の境界線とする。
- 振動の測定は、当該道路に係る道路交通振動を対象とし、当該道路交通振動の状況を代表すると認められる1日について、昼間及び夜間の区分ごとに1時間当たり1回以上の測定を4時間以上行うものとする。
- 振動レベルは、5秒間隔、100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80%レンジの上端の数値を、昼間及び夜間の区分ごとにすべてについて平均した数値とする。

(資料編)Ⅳ 騒音・振動関係

(11) 特定工場等における振動の規制基準(昭和53年広島県告示第58号、平成24年廿日市市告示第76号)

区域の区分	区域の範囲	時間の区分	許容限度
第1種区域	騒音規制地域の区域の区分が第1種区域及び第2種区域(永原、峠、友田、河津原及び津田の地域を除く。)に属する区域の範囲	昼間(7時～19時)	60 デシベル
		夜間(19時～翌7時)	55 デシベル
第2種区域	騒音規制地域の区域の区分が第3種区域(永原、友田、河津原及び津田の地域を除く。)及び第4種区域(峠の地域を除く。)に属する区域の範囲	昼間(7時～19時)	65 デシベル
		夜間(19時～翌7時)	60 デシベル

(12) 振動関係特定施設(振動規制法施行令第1条)

特定施設の名称	規模又は能力	用途
1 金属加工機械		
イ 液圧プレス(矯正プレスを除く)	すべての施設	水又は油の液圧でプレスし、金属素材の成型等塑性加工を行う機械
ロ 機械プレス	すべての施設	被加工物を押圧する力を機械的に発生するプレス機の総称
ハ セン断機	定格出力が1kW以上のもの	一対のせん断刃が互いに閉じることによって、金属材料を切断する機械
ニ 鍛造機	すべての施設	金属を加熱し、圧力を加えるか、たいて成型する機械
ホ ワイヤーフォーミングマシン	定格出力が37.5kW以上のもの	線材又は針金を加工する機械
2 空気圧縮機及び送風機	圧縮機で、定格出力が7.5kW以上のもの	送風機と圧縮機は原理構造は同じであるが、割合に風圧が低いものが送風機で、数気圧の圧力を発生するのが圧縮機
3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩碎機、ふるい及び分級機	定格出力が7.5kW以上のもの	【破碎機】 鉱山での鉱石の破碎、化学工場や窯業における原料及び製品の粉碎に使用 【摩碎機】 鉱山、化学工場などで原料の細・微粉碎等に使用 【ふるい、分級機】 鉱石粒などを粒の大小で分類するために使用
4 織機(原動機を用いるものに限る)	すべての施設	繊維糸を織物として織り上げる機械
5 建設用資材製造機械		
イ コンクリートブロックマシン	定格出力の合計が2.95kW以上のもの	練り混ぜられたコンクリートを型枠に入れ、振動を加えて土木・建築用のブロックを造る機械
ロ コンクリート管製造機械	定格出力の合計が10kW以上のもの	コンクリートを管状の型枠に流し込み、その型枠を長軸に沿って回転させ、その遠心力によって均質な管を造る機械
ハ コンクリート柱製造機械	定格出力の合計が10kW以上のもの	コンクリートを柱状の型枠に流し込み、その型枠を長軸に沿って回転させ、その遠心力によって均質な柱を造る機械

特定施設の名称	規模又は能力	用 途
6 木材加工機械		
イ ドラムバーカー	すべての施設	ドラムの中に原木を入れ、ドラムを回転させて樹皮を剥ぐ機械
ロ チッパー	定格出力が2. 2 kW以上のもの	バーカーで皮むきした丸太をパルプ原料であるチップ（小削片）に切削する機械
7 印刷機械（原動機を用いるものに限る）	定格出力が2. 2 kW以上のもの	印刷版の表面にインキをつけ、版面の文字等を紙・布などに刷り写す機械
8 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機	カレンダーロール機以外のもので定格出力が30 kW以上のもの	生ゴム、合成樹脂をロールで練りほぐし、そこへ加硫用の硫黄など種々の配合薬品を加え練りあげる機械
9 合成樹脂用射出成形機	すべての施設	加熱し溶けた合成樹脂を金型に射出し成型を行う機械ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機
10 鋳造型機（ジョルト式のものに限る）	すべての施設	鋳物砂を型に入れ振動で突き固め鋳型を造る機械

(13) 特定建設作業振動規制基準（振動規制法施行規則第11条、昭和53年広島県告示第58号、平成24年廿日市市告示第76号）

特定建設作業の区分	音の大きさの許容限度	禁止される作業時間	1日の作業の許容時間	連続作業の許容時間	休日作業の禁止
くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機の使用作業	75 デシベル	(第1号区域) 午後7時から翌日の午前7時まで	(第1号区域) 10時間	6日以内	日曜日その他の休日には行わないこと
鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業		(第2号区域) 午後10時から翌日の午前6時まで	(第2号区域) 14時間		
舗装版破砕機を使用する作業					
ブレーカーを使用する作業					

備考

- 1 第1号区域とは、特定工場等の振動の指定区域のうち、特定工場等の騒音の規制区域の区分が第1種区域、第2種区域及び第3種区域に属する区域並びに第4種区域に属する区域であって、学校、保育所、病院、診療所（患者の収容施設を有するもの）、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートルの区域をいう。
- 2 第2号区域とは、特定工場等の振動の指定区域のうち、第1号区域以外の区域をいう。
- 3 振動の測定は、特定建設作業の場所の敷地の境界線上で行う。
- 4 当該作業がその作業を開始した日に終わるものは、この基準を適用しない。

(14) 振動関係特定建設作業（振動規制法施行令第2条）

特定建設作業の名称（種類又は能力）	用 途
1 くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業	【くい打機】 既製くいや矢板等を打ち込む機械 【くい抜機】 打ち込んだくいや矢板等を引き抜く機械 【くい打くい抜機】 同一機械でくいや矢板等の打ち込み、引き抜きを行う機械

特定建設作業の名称（種類又は能力）	用 途
2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	1～3トンの鋼球をクレーンなどで吊り、落下又はクレーンを旋回させて建築物等に衝突させ、その衝撃力を利用して破壊する作業
3 舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る）	車体の前部に500kg程度のハンマを取り付け、2～3mの高さから直接舗装版に落下させ破壊する作業
4 ブレーカー（手持式のものを除く）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る）	さく岩機をショベルカーに取り付け、コンクリート等の破壊を行う作業

（15）音響機器音・学校等周辺・深夜騒音・拡声放送・風俗営業等の規制（広島県生活環境の保全等に関する条例第55～60条）

項目	内 容	適用除外
音響機器音 (第五十五条)	指定地域内においては、規制基準を超える音響機器音（警音器、拡声器、蓄音器、楽器、ラジオ、テレビジョン、電鈴その他これらに類する機器から発生する騒音）を発してはならない。 ※規制基準値は（16）参照	条例第58条 1 法令により認められた事項のためにするとき（公職選挙法に基づく街頭演説、緊急用車両のサイレン等）。 2 広報その他で公共のためにするとき（公共交通機関の利用客に対する案内や放送、火災の警鐘等）。 3 時報（午後11時から午前5時までの間に報じるものを除く）のためにするとき。 4 祭礼、盆踊りその他社会生活において相当と認められる一時的行事のためにするとき。
学校等周辺における騒音 (第五十六条)	学校・図書館・児童福祉施設又は病院その他の医療施設の周辺において、その教育、利用、保育又は医療に支障がある騒音を発してはならない（指定地域の内外を問わず適用）。	1 条例第56条 指定地域内の騒音関係特定事業場、特定建設作業、音響機器から発生する騒音を除く。 2 条例第58条 (音響機器音の項に同じ)
深夜騒音 (第五十七条)	午後11時から午前5時までの間は、屋内、屋外のいずれから発する場合においても近隣の家屋内における他人の睡眠を著しく妨げる騒音を発してはならない（指定地域の内外を問わず適用）。	
拡声放送に関する規制 (五十九条)	屋外に向け、又は屋外で営業宣伝を行う者について適用（指定地域の内外を問わず適用）。 1 禁止期間 5月～8月 午後9時～午前7時 その他の期間 午後8時～午前7時 2 継続時間 1時間につき45分を超えないこと（移動して行う場合を除く）。	

項目	内 容	適用除外
拡声放送に関する規制 (五十九条)	3 競合 50メートル以内の距離で異なる放送を同時に行わないこと。 4 高さ制限 地上8メートル以上の高さから放送しないこと。	
風俗営業等の営業者に関する規制 (第六十条)	風俗営業・興行場営業又は飲食店営業の営業者は、営業のため音響機器音を直接屋外に向けて発してはならない(指定地域の内外を問わず適用)。	

(16) 音響機器音の規制基準(広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則第45条)

区域の区分		時間の区分	許容限度
種 別	地 域		
第1種区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びにこれらに相当する地域	朝(5時～8時)	45 デシベル
		昼間(8時～19時)	50 デシベル
		夕(19時～23時)	45 デシベル
		夜間(23時～翌5時)	45 デシベル
第2種区域	(1) 第1種区域のうち併用軌道の敷設のある道路の境界線から20m以内の地域 (2) 近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びにこれらに相当する地域	朝(5時～8時)	55 デシベル
		昼間(8時～19時)	65 デシベル
		夕(19時～23時)	55 デシベル
		夜間(23時～翌5時)	50 デシベル
第3種地域	第2種区域(2)のうち併用軌道の敷設のある道路及び幅員11m以上の道路の境界線から20m以内の地域	朝(5時～8時)	65 デシベル
		昼間(8時～19時)	75 デシベル
		夕(19時～23時)	65 デシベル
		夜間(23時～翌5時)	60 デシベル

備考

- 1 拡声放送により営業宣伝を行う場合の音量の基準は、この表に定める音量に5デシベルを加えた音量とする。
- 2 騒音の測定場所は、音源からその周辺の建物(現に、人が起居し、または業務を行っているものに限る。)に至る最短距離の位置(移動して行う拡声放送にあっては、その音源から10mの位置)とする。
- 3 「これらに相当する地域」とは、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域の定めのない地域のうち、騒音の規制区域に指定された地域をいう。

2 騒音・振動関係特定施設の届出状況

届出の種類 特定施設	騒音規制法		広島県生活環境の保全等に関する条例（騒音）		振動規制法	
	特定施設数	特定工場等数	特定施設数	特定工場等数	特定施設数	特定工場等数
金属加工機械	137	22	168	28	92	18
空気圧縮機・送風機	658	83	197	47	257	60
土石・鉱物用破砕機等	14	4	—	—	16	4
織機	0	0	—	—	0	0
建設用資材製造機械	6	4	4	2	2	2
穀物用製粉機	0	0	—	—	—	—
木材加工機械	263	37	141	33	23	14
抄紙機	0	0	—	—	—	—
印刷機械	70	11	—	—	39	5
ゴム練用等のロール機	—	—	—	—	0	0
合成樹脂用射出成形機	22	3	—	—	16	3
鋳造型機	0	0	—	—	0	0
ダイカストマシン	—	—	0	0	—	—
オシレートコンベア	—	—	0	0	—	—
電動発電機	—	—	1	0	—	—
合 計	1,170	164	511	110	445	106

(令和4年3月末現在)

3 騒音測定結果

測定年月日		令和3年12月15日（水）～12月16日（木）						
測定場所		廿日市市本町1番10号地先						
路線名		一般国道2号（道路端）						
測 定 時間帯	時間区分	騒音レベル（dB）						
		等価騒音 レ ベ ル	時間率騒音レベル					騒音レベル 最 大
		L Aeq	L A5	L A10	L A50	L A90	L A95	L Amax
6:00	昼間	65.9	72	70	59	43	42	87
7:00		67.4	73	71	65	53	49	84
8:00		66.9	72	71	64	54	51	85
9:00		66.9	72	71	64	53	50	84
10:00		66.3	71	70	64	53	48	86
11:00		65.4	70	69	64	55	53	84
12:00		67.0	72	70	64	54	50	87
13:00		66.2	71	70	64	56	55	83
14:00		66.0	71	70	64	55	52	87
15:00		67.3	72	70	64	55	52	88
16:00		65.4	70	69	63	53	50	85
17:00		65.0	69	68	61	54	51	89
18:00		64.8	70	69	62	54	51	80
19:00		65.9	71	70	63	49	46	84
20:00		65.6	71	70	62	48	45	87
21:00		64.4	71	69	58	43	42	84
22:00	夜間	63.9	71	68	51	38	37	88
23:00		61.4	69	65	45	39	38	82
24:00		60.5	68	63	43	36	36	83
1:00		58.0	65	60	39	35	35	80
2:00		56.6	62	56	39	35	34	81
3:00		57.2	63	57	38	35	34	81
4:00		58.8	65	60	41	37	36	80
5:00		60.6	68	64	46	38	37	80
昼間		66	—	—	—	—	—	89
夜間		60	—	—	—	—	—	80

(注)

- 1 時間帯別平均騒音レベルは、等価騒音レベルはエネルギー平均、時間率騒音レベルは算術平均により求める。 L_{Amax} は、時間区分ごとの最大値。

4 交通量調査結果

調査年月日		令和3年12月15日(水)～12月16日(木)																	
調査場所		廿日市市本町1番10号地先																	
路線名		一般国道2号線																	
調査時刻	方向別	交通量(台/10分間)															大型車混入率(%)		
		上り(大竹→広島方面)					下り(広島→大竹方面)					上下線計							
		大型Ⅰ	大型Ⅱ	小型	二輪	上り計	大型Ⅰ	大型Ⅱ	小型	二輪	下り計	大型Ⅰ	大型Ⅱ	小型	二輪	合計	上り	下り	平均
昼間	7:00	1	3	63	8	75	2	3	62	12	79	3	6	125	20	154	5	6	6
	17:00	0	4	79	7	90	0	3	100	2	105	0	7	179	9	195	4	3	4
夜間	22:00	0	1	27	0	28	1	1	29	5	36	1	2	56	5	64	4	6	5
	0:00	0	1	13	2	16	0	1	5	0	6	0	2	18	2	22	6	17	9

V 化学物質関係

1 環境基準等

- (1) ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準（平成11年環境庁告示第68号）

媒 体	基準値
大気	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下
水質（水質の底質を除く。）	1 pg-TEQ/L 以下
水質の底質	150 pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000 pg-TEQ/g 以下

備考

- 1 基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（TCDD）の毒性に換算した値とする。
- 2 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
- 3 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250 pg-TEQ/g 以上の場合（簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250 pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。
- 4 大気汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
- 5 水質汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
- 6 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
- 7 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

- (2) ダイオキシン類（大気）排出基準（排出ガスに係るもの）（ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第1条の2）

（単位：ng-TEQ/m³N）

特定施設の種類・規模		許容限度	
		新設施設	既存施設
1	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉	0.1	1
2	製鋼の用に供する電気炉	0.5	5
3	亜鉛の回収の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉	1	10
4	アルミニウム合金製造の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉	1	5
5	廃棄物焼却炉		
	焼却能力4 t/時間以上	0.1	1
	焼却能力2 t/時間以上4 t/時間未満	1	5
	焼却能力2 t/時間未満	5	10

備考

- 1 許容限度は温度が零度であって、圧力一気圧の状態に換算した排出ガスによるものとする。

(注)

- 1 基準適用場所は各排出口（各煙突）とする。
- 2 酸素濃度の補正は、焼結炉にあっては15%、廃棄物焼却炉にあっては12%とする。
- 3 既存施設とは、平成12年1月14日までに施設の設置工事に着手しているものをいう。ただし、平成9年12月2日以降に設置工事に着手した製鋼用電気炉及び廃棄物焼却炉（火格子面積2 m²以上又は焼却能力200 kg/時間以上のものに限る。）については新設施設とする。
- 4 廃棄物焼却炉の規模は、施設全体の規模ではなく焼却炉（燃焼室）の規模とする。

(3) ダイオキシン類(大気)関係特定施設(ダイオキシン類対策特別措置法施行令第1条)

特定施設の種類	施設の規模
1 焼結鉱(鉄の製造の用に供するものに限る。)の製造の用に供する焼結炉	原料の処理能力が1時間当たり1トン以上のもの
2 製鋼の用に供する電気炉(鋳鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。)	変圧器の定格容量が1,000キロボルトアンペア以上のもの
3 亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び、乾燥炉	原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上のもの
4 アルミニウム合金の製造(原料としてアルミニウムくず(当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。))を使用するものに限る。)の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉	焙焼炉及び乾燥炉にあつては、原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上のもの。溶解炉にあつては容量が1トン以上のもの
5 廃棄物焼却炉	火床面積が0.5平方メートル以上又は焼却能力が1時間当たり50キログラム以上であること。

(注)

- 1 火床面積とは、炉の床面積をいい、炉の形が上方へ広がっていく場合等は投影面積とする。廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの火床面積の合計とする。
- 2 1つの廃棄物焼却施設について、2以上の廃棄物焼却炉がある場合、火床または焼却能力については、合計するものとする。

(4) ダイオキシン類(水質)排出基準(排水に係るもの)(ダイオキシン類対策特別措置法施行令第1条、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第1条の2)

(単位: pg-TEQ/L)

特定施設の種類	許容限度
1 硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	10
2 カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	
3 硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
4 アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
5 担体付き触媒の製造(塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。)の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
6 塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	
7 カプロラクタムの製造(塩化ニトロシルを使用するものに限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 排ガス洗浄施設	
8 クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 硫酸濃縮施設 イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設	

(単位: pg-TEQ/L)

特定施設の種類の	許容限度
9 4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設	10
10 2, 3-ジクロロ-1, 4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 廃ガス洗浄施設	
11 8, 18-ジクロロ-5, 15-ジエチル-5, 15-ジヒドロジインドロ [3, 2-b: 3', 2'-m] トリフェノジオキサジン (別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。) の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設	
12 アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	
13 亜鉛の回収 (製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。) の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	
14 担体付き触媒 (使用済みのものに限る。) からの金属の回収 (ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法 (焙焼炉で処理しないものに限る。) によるものを除く。) の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 精製施設 ハ 廃ガス洗浄施設	
15 大気基準適用施設である廃棄物焼却炉 (火床面積が0, 5m^2以上又は焼却能力が50kg/h) から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	
16 廃PCB等、PCB処理物の分解施設、PCB汚染物質又はPCB処理物の洗浄施設	
17 フロン類 (特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令 (平成6年政令第308号) 別表一の項、三の項及び六の項に掲げる特定物質をいう。) の破壊 (プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。) の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ プラズマ反応施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	
18 下水道終末処理施設 (1から17及び19に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。)	
19 1から17までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水 (1から14までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むもの) に限り、公共用水域に排出されるものを除く。) の処理施設 (18の下水道終末処理施設を除く。)	

(注) 基準適用場所は、事業場の排水口 (水質基準対象施設に係る排水口) とする。

2 ダイオキシン類関係特定施設の届出状況

(1) 大気基準適用施設

特定施設の種類	H29	H30	R1	R2	R3
1 焼結鉍製造用焼結炉	0	0	0	0	0
2 製鋼用電気炉	0	0	0	0	0
3 亜鉛回収用焙焼炉等	0	0	0	0	0
4 アルミニウム合金製造用焙焼炉等	3	3	3	3	3
5 廃棄物焼却炉	14	14	9	9	8
合 計	17	17	12	12	11

(資料：広島県、令和4年3月末現在)

(2) 水質基準適用施設

特定施設の種類	H29	H30	R1	R2	R3
1 パルプ製造用漂白施設	0	0	0	0	0
2 カーバイド法アセチレン製造用アセチレン洗浄施設	0	0	0	0	0
3 硫酸カリウム製造用廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0
4 アルミナ繊維製造用廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0
5 担体付き触媒製造用廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0
6 塩化ビニルモノマー製造用二塩化エチレン洗浄施設	0	0	0	0	0
7 カプロラクタム製造用硫酸濃縮施設等	0	0	0	0	0
8 クロロベンゼン等製造用水洗施設等	0	0	0	0	0
9 4-クロロフタル酸水素ナトリウム製造用ろ過施設等	0	0	0	0	0
10 2, 3-ジクロロ-1, 4-ナフトキノン製造用ろ過施設等	0	0	0	0	0
11 ジオキサジンバイオレット製造用ニトロ化誘導体分離施設等	0	0	0	0	0
12 アルミニウム・同合金製造用焙焼炉等の廃ガス洗浄施設等	0	0	0	0	0
13 亜鉛回収用精製施設等	0	0	0	0	0
14 担体付き触媒からの金属回収用ろ過施設等	0	0	0	0	0
15 廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設等	0	0	0	0	0
16 PCBの処理施設	0	0	0	0	0
17 フロン類破壊用プラズマ反応施設等	0	0	0	0	0
18 下水道終末処理施設	0	0	0	0	0
19 事業場の排水処理施設	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0

(資料：広島県、令和4年3月末現在)

3 ダイオキシン類環境調査結果

調査対象 (単位)	調査地点	ダイオキシン類 濃度	令和2年度 全国調査結果 平均値	環境基準
大気 (pg-TEQ/m ³)	串戸市民センター	0.011	0.017	0.6 以下
	浅原中央活性化センター	0.0082		
	吉和市民センター	0.0079		
	大野支所	0.010		
	宮島福祉センター	0.010		
	宮島福祉センター (2 回目)	0.0097		
土壌 (pg-TEQ/g-dry)	可愛川公園	0.21	3.8	1,000 以下
	戸屋原集会所	0.22		
	大野学園	0.023		
水質 (pg-TEQ/L)	御手洗川 (中流)	0.13	0.18	1 以下
	佐方川 (下流)	0.16		
	小瀬川・市野川合流点	0.071		
	永慶寺川水系 (縄田)	0.075		

VI 用語解説

1 総説

◎ エコカー（低公害車）

大気汚染物質の排出や騒音の発生が少ない、従来の自動車よりも環境への負荷が少ない自動車の総称。
電気自動車・メタノール車・天然ガス車・ハイブリッド車をいう。

◎ SDGs

Sustainable Development Goalsの略称で、平成28年～令和12年の15年間で持続可能な開発を達成するために掲げた目標。17の国際目標と、それらを達成するための具体的な169のターゲット、232の指標から構成され、貧困、飢餓、健康・福祉、教育、エネルギー、雇用、居住、気候変動などの幅広い課題解決を目指している。平成27年に国連で193の加盟国の全会一致で採択され、先進国も途上国もすべての国が関わって解決していく。日本では平成28年にSDGs推進本部を立ち上げ、取組を進めている。

◎ カーボンニュートラル

炭素中立。ライフサイクルにおける炭素（カーボン）を総量で捉えたときに、その排出量と吸収量・除去量が、プラスマイナスゼロとなる状態（中立＝ニュートラル）のことをいう。

カーボンニュートラルを達成するためには、二酸化炭素の排出量の削減・吸収作用の保全及び強化をする必要がある。

◎ 外来生物

国外や国内の他地域から人為的（意図的又は非意図的）に導入されることにより、本来の分布域を越えて生息又は生育することとなる生物種。外来生物のうち、導入先の生態系等に著しい影響を与えるものを特に侵略的な外来種と呼び、これらは自然状態では生じ得なかった影響を人為的にもたらすものとして問題となっている。

◎ 家庭部門 ⇒ 業務その他部門を参照

◎ 環境アセスメント（環境影響評価）

開発行為が環境に及ぼす影響について、開発計画を実施に移す前の段階で環境に与える影響を予測・評価し、予防策や代替案の比較・検討（アセスメント）を行い、公害の発生を最小限に抑えようとするもの。

◎ 環境基準

環境基本法に基づき政府が設定する環境保全行政上の目標。人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、現在、大気、騒音、水質（地下水を含む。）、土壌、ダイオキシン類（大気、水質、水底の底質、土壌）について定められている。行政はこれらが環境基準によって定められた値を維持するよう施策を実施している。

◎ 環境月間

「環境基本法」（平成5年法律第91号）第10条で、6月5日が環境の日とされたが、環境省は、環境の日を含む6月を環境月間とすることを提唱し、環境省をはじめ、関係省庁、地方公共団体、民間団体などによって各種普及啓発事業が行われている。

◎ 環境負荷

人が環境に与える負担のこと。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響をおよぼすものも含む。「環境基本法」では、環境への負荷を「人の活動により、環境の保全に加えられる影響であって、環境保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。」としている。

◎ 間伐

育成段階にある森林において、樹木の混み具合に応じて、育成する樹木の一部を伐採（間引き）し、残存木の成長を促進する作業。この作業により生産された丸太が間伐材と呼ばれる。一般に、主伐までの間に育成目的に応じて間断的に実施する。

◎ 希少種

一般的には、数が少なく簡単に見ることができないような（まれにしか見ることができない）種を指す。「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づき指定された国内希少野生動植物

物種及び国際希少野生動植物種や、都道府県・市町村が選定した絶滅危惧種を指して使われることもある。

◎ 規制基準（排出・排水基準）

公害の発生を防止し環境基準の達成を確保するため、事業者等の守る基準で大気汚染、水質汚濁、悪臭等の原因となる物質及び騒音・振動について法律で規定されている。

事業者などがこれに違反した場合には、強制手段（行政処分や刑罰）が講じられる。

◎ 京都議定書

平成9年に京都で開かれた国連気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）で採択された、温室効果ガスの排出削減に関する法的な枠組みを定めた国際ルール。先進国における温室効果ガスの削減率を国別に定め、平成20年～平成24年（第1約束期間）に目標を達成することを義務づけている。日本は、平成2年比6%減の削減目標を達成したが、平成25年～令和2年（第2約束期間）では離脱した。そのほかカナダやロシアなども離脱している。

◎ 業務その他部門、家庭部門、民生部門

日本の二酸化炭素排出量は統計上、産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門、エネルギー転換部門の5つの部門に区分されている。

業務その他部門は、第3次産業に属する企業・個人が事業所の内部で消費したエネルギー消費を表す部門。ただし、事業所外部での移動・輸送に利用したものは運輸部門に計上する。農家や小売りの個人企業の自宅での混合消費は家庭部門に計上する。

家庭部門は、家計が住宅内で消費したエネルギー消費を表す部門。ただし、自家用車や公共交通機関など人・物の移動に利用したものは運輸部門に計上する。

民生部門は、旧民生業務部門（現業務その他部門）と旧民生家庭部門（現家庭部門）を合わせた部門。民生部門は他の部門と異なり、排出削減が相対的に進まなかったことから、我が国の大きな課題となっている。

◎ クールビズ（ウォームビズ）

地球温暖化対策として、環境省の提唱により平成17年から始まった取組。夏場は冷房をおさえてできるだけ涼しく（クールビズ）、冬場は暖房をおさえてできるだけ温かく（ウォームビズ）仕事ができるように服装を調整すること。

◎ 景観形成基準

景観形成の観点から届出・申請を必要とする行為等に対して定めた基準。景観形成基準を定めることで景観形成の誘導を行う。

◎ 再生可能エネルギー

「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（エネルギー供給構造高度化法）」において、「再生可能エネルギー源」は「太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものとして政令で定めるもの」と定義されており、政令により太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存する熱・バイオマスが定められている。温室効果ガスを排出しないことから、また、国内で生産できるためエネルギーの安定供給の観点からも、今後の重要なエネルギー源として位置づけられる。

◎ 自然環境保全地域

自然環境保全法及び広島県自然環境保全条例により指定された、一定の条件を満たし、自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要な地域。指定を受けると、これに定められた行為に対して許可が必要となる。

◎ デマンド

30分間（毎時0分～30分及び30分～60分）の平均電力使用量。高圧受電において、1か月間のデマンドの最大値がその月の最大需要電力とされ、当月を含む過去12か月のうちの最大値が、最大値が記録された月から12か月間、毎月の基本料金の計算に使用されるため、デマンド値が突出しないようにすれば、電気料金の抑制につながる。

◎ 特定外来生物

人間の活動により他地域から持ちこまれた外来生物のうち、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」で指定され、生態系や農林水産業、人の生活に悪影響を及ぼす恐れのある生物。指定されると飼育、栽培、保管、運搬が原則禁止となる。令和2年11月2日現在、150種類の動物と19種類の植物が指定されている。

◎ 内分泌かく乱物質（環境ホルモン）

動物の生体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性の物質を意味する。

◎ 濃度規制

工場、事業場などから排出されるばい煙等の中に含まれる汚染物質の割合を一定以下にするよう法等で制限することで、規制方法を論ずる際、総量規制に対するものとして用いられる。

◎ バイオマス

バイオマスとは、生物資源（Bio）の量（Mass）を表す概念で、生物由来の有機性資源のうちで化石資源を除いた、再生可能なものを指す。廃棄物系バイオマス（家畜排せつ物、食品廃棄物、廃棄紙、パルプ工場廃液、下水・し尿汚泥、建設廃材、間伐材等）、未利用バイオマス（稲わら、麦わら、もみがら等）、資源作物（さとうきび、とうもろこし、なたね等）に分類される。

バイオマスを燃料とするバイオマスボイラーは、間伐材の利用促進や非化石燃料を用いることで地球温暖化対策に貢献するため、環境問題の面から注目されている。

◎ パリ協定

平成27年に開催された国連気候変動枠組み条約第21回締約国会議（COP21）において、京都議定書に代わる新しい地球温暖化対策の国際ルールとして採択された令和2年度以降の地球温暖化対策の枠組みを取り決めた国際協定。

◎ ピークカット・ピークシフト

どちらも、夏の冷房や冬の暖房などによってできる電力需要のピークを低くするための手法である。電気機器・設備の使用を抑えたり、代替電源を用いることなどにより、ピーク時の購入電力の消費を低減することをピークカットといい、電気機器・設備の使用をピーク時から別の時間帯や別の日にずらしたり、夜間に蓄電してピーク時に使用することなどにより、電力消費を平準化することをピークシフトという。

◎ PRTR（Pollutant Release and Transfer Register）

有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どのくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組み。

◎ HEMS

Home Energy Management Systemの略称。家庭における電気製品や設備をネットワークでつなぎ、電気やガスなどの使用量をモニター画面などで「見える化」し、機器を自動制御するなど、IT技術により一般住宅のエネルギーを管理するシステム。「見える化」による省エネルギーの喚起、機器のエネルギー使用量の調節・抑制により、省エネルギーの促進ツールとして期待される。

◎ 民生部門 ⇒ 業務その他部門を参照

◎ 緑地環境保全地域

広島県自然環境保全地域以外の区域で一定の条件を満たし、自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが地域の住民の良好な生活環境の維持に資すると認められる地域で、広島県自然環境保全条例により指定される。指定を受けると、これに定められた行為に対して知事の許可が必要となる。

◎ 類型指定

水質汚濁に係る環境基準及び騒音に係る環境基準において、基準値を当てはめるための水系や地域の区分。基準値は類型ごとに定められている。類型は水系や地域の環境の状況や利用目的に応じて区分・指定されるが、指定のない水系や地域もある。

2 大気関係

◎ 硫黄酸化物 (SO_x)

硫黄と酸素の化合物の総称。主として二酸化硫黄 (SO_2 、亜硫酸ガス) と三酸化硫黄 (SO_3 、無水硫酸) である。自然界では火山ガス中にかなりの濃度で存在し、人為的には硫黄を含んだ燃料 (主に重油) を燃やすときに発生する。人体への影響としては、呼吸器官の粘膜を刺激し、気管支炎などの原因となる。

◎ 一酸化炭素 (CO)

石油、石炭、都市ガス等の燃料が、酸素不足の状態で燃焼したときに必ず発生する。空気より少し軽い無色無臭の有毒ガス。街路における一酸化炭素の90%以上は、自動車から排出されるものといわれている。生理上きわめて有毒で、血液中のヘモグロビンと結合して酸素の運搬作用を阻害する。

◎ オキシダント (O_x)

本来は酸化剤を意味する。自動車や工場の排気ガスに含まれる窒素酸化物や炭化水素が紫外線の作用を受けて (光化学) 反応し、オゾン、パーオキシアセチルナイトレート (PAN) その他の酸化性物質が生成され、これを総称してオキシダントと呼んでいる。目に対する刺激 (チカチカする。涙が出る。)、視程の減少、呼吸困難などを引き起こす場合がある。また、植物を枯らすと言われている。

◎ 吸光光度法

二酸化窒素ザルツマン試薬を用いて測定される。この方法は二酸化窒素を吸収発色液 (ザルツマン) に吸収させ、生成した亜硝酸イオンが液中の試薬と反応してできたアゾ色素の発色するのを測定するもの。その際、二酸化窒素と生成した亜硝酸イオンの比を示す係数は、ザルツマン係数と呼ばれている。

◎ 降下ばいじん

大気中に排出されたすすなどのばいじんや、風により地表から舞い上がった粉じんなどのうち、比較的粒径が大きく重いために大気中で浮かんでいられずに落下 (降下) するもの、あるいは雨や雪などに取り込まれて降下するもの。単位は $\text{t}/\text{km}^2/\text{月}$ 。

◎ 自動車排気ガス

汚染成分としては、一酸化炭素、炭酸ガス、窒素酸化物、ホルムアルデヒド、炭化水素類を含有する。燃料の種類あるいは、運転状態によって発生ガスの成分は異なる。この排ガスの中には、特に有害な鉛やベンゾピレンなどが含有される。

◎ 窒素酸化物 (NO_x)

一酸化窒素 (NO) や二酸化窒素 (NO_2) など窒素と酸素の化合物の総称。窒素酸化物は、石油など物の燃焼によって必ず発生し、燃焼温度が高いほど大量に発生する。主な発生源は自動車エンジンや工場のボイラーなどである。発生する窒素酸化物の大部分は一酸化窒素であるが、大気中で酸化され二酸化窒素が生成する。二酸化窒素は、肺深部に到達して悪影響を及ぼす。また、窒素酸化物は、炭化水素と共存すると光化学反応を起こし、オキシダントの原因となる。

◎ NG-KN-S法

大気中の窒素酸化物を簡易的に測定する方法。短期暴露用に開発された小型バッジサンプラーを使用して測定する方法であり、サンプラー内部の捕集エレメントにより捕集する。

◎ デポジットゲージ

直径30cmの大型捕集漏斗と30Lの貯水槽からなる降下ばいじん捕集器。捕集期間は1か月。

◎ ばいじん

工場の煙突の煙や、鉱山・石切り場などの塵 (ちり) の中に含まれている微粒子。

◎ 浮遊粒子状物質 (SPM)

すす、土ぼこり、花粉など粒子状態で大気中に存在するもの。粒径10ミクロン以下の粒子は、大気中の滞留時間が長く、呼吸により器官や肺に入りやすいことから、特に浮遊粒子状物質として区別している。呼吸器系への影響が大きく、せき、たん、呼吸困難などを引き起こす原因物質の一つといわれている。

◎ フロン (Chloro-fluorocarbon)

塩素とフッ素をもった炭化水素クロロフルオロカーボンの日本での通称である。

アメリカのゼネラルモーターズ社で開発された気体で、自然界には存在しない。科学的に安定してお

り引火・爆発を起こさない、金属や他の物質と反応しない、毒性がないなど多くの長所を備えている。そのために、冷却剤、噴霧剤、潤滑剤、殺菌剤、発泡剤、半導体の洗浄などに広く用いられてきた。しかし、「オゾン層の破壊」と「地球の温暖化」という地球環境破壊の二大要因にフロンが関係していることがわかり問題となっている。フロンは地表では安定しているが、上層大気まで上昇すると強い紫外線を浴び、分解されて塩素を放出する。この塩素がオゾンと反応してオゾン層を破壊する。またフロンは、二酸化炭素の一万倍という大きな温室効果をもっている。

◎ 微小粒子状物質 (PM_{2.5})

大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が $2.5\mu\text{m}$ の粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。PM_{2.5}ともいう。非常に小さい粒子のため肺の奥深くまで入りやすく、ぜん息や気管支炎などの呼吸器系疾患への影響に加え、肺がんのリスクの上昇や循環器系への影響も懸念されている。

◎ β 線吸収法

β 線吸収法は、低いエネルギーの β 線を物質に照射した場合、その物質の重量に比例して β 線の吸収量が増加することを利用した測定方法である。ろ紙上に捕集した浮遊粒子状物質に、所定の強度の β 線を照射し、透過 β 線強度を測定することにより、浮遊粒子状物質の重量を知ることができる。

◎ 硫化水素 (H₂S)

化学反応や火山の噴火など、たんぱく質の腐敗分解によって発生する。低濃度では卵のくさったような不快臭があり、粘膜の刺激作用がある。

3 水質関係

◎ アルキル水銀 (R-Hg)

水銀にメチル基 (CH₃)、エチル基 (C₂H₅) 等のアルキル基と結びついた物質の総称で、この中には、水俣病の原因物質ともなったメチル水銀、エチル水銀なども含まれている。有機水銀による中毒症状は、水銀と結合している有機物により大きく異なり、メチル～プロピル水銀は、特に強い中枢神経障害を起こす。

◎ 汚濁負荷量

河川水を汚濁する物質量をいい、主としてBOD (t/日)、COD (t/日)、SS (t/日) で表される。これは都市下水及び工場排水などの汚濁源から排出される放流量と汚濁濃度によって計算される。汚濁負荷量 (g/日) = 濃度 (mg/L) × 水量 (m³/日)

◎ 公共下水道

主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗きよである構造のもの。

◎ 公共用水域

水質汚濁防止法において定義されている、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域、及びこれに接続する公共溝きよ、かんがい用水路、その他公共の用に供される水路。

◎ 大腸菌群数

ほ乳動物の体内に生息して消化を助け、それ自体は人間の健康にとって有害なものではない。しかし、河川水や海水中に多数の大腸菌群が存在する場合は、その水が人畜のふん便で汚染されていることを示し、公衆衛生上から見て消化器系伝染病原菌 (赤痢菌、疫痢菌、チフス菌など) の存在の可能性が考えられる。したがって、大腸菌群数が環境項目に取り入れられているのは、病原菌などによる汚染の指標として適しているからである。

◎ 化学的酸素要求量 (COD Chemical Oxygen Demand)

水中の酸化されやすい有機物を酸化・分解・浄化するために消費される酸素量であり、単位をmg/Lで表す。海域や湖沼における有機汚濁の代表的な指標である。数値が高いほど水中の汚濁物質の量が多い。

◎ カドミウム (Cd)

亜鉛の鉱石に多く含まれるもので、鉄や銅のメッキ、黄色の塗料、充電式電池など用途の広い重金属。カドミウムや鉛などの重金属は、もともと人体にないものなので、体内に入っても代謝できず蓄積され、発ガンなどの有害な症状を示すことが多い。その顕著な事例では、富山県神通川流域で発生したイタイイタイ病がある。

◎ クロム (Cr)、六価クロム (Cr⁶⁺)

クロムは、耐熱性・耐酸性に富み、メッキやステンレスの原料として用いられる重金属である。クロムの化合物には、青紫色を呈する三価クロムと黄色から赤色を呈する六価クロムがある。三価クロムは比較的低毒性であるが、六価クロムとなると人体に極めて有毒である。六価クロムを扱う所としては、メッキ工場、無機化学工場、革なめし工場等がある。

◎ 健康項目

水質汚濁防止法の人々の健康に係わる環境基準に定められている項目。シアン、アルキル水銀、有機リン、カドミウム、鉛、(六価)クロム、砒素、総水銀、PCB、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレン等の27項目が指定されている。これらの物質は、慢性あるいは急性毒性も強く人の健康を阻害する物質である。

◎ 残留塩素

水道水などの塩素処理の結果、水中に残留した有効塩素のことであり、次亜塩素酸などの遊離残留塩素及びクロラミンのような結合残留塩素に区分され、いずれも強い酸化力を有する。

◎ シアン (CN)

この物質は、青酸カリなどで知られた物質で、体内に入ると呼吸困難を起こし死にいたらしめる猛毒で、経口致死量は0.06g/Lといわれる。主な発生源は電気メッキ工場、製鉄所、化学工場など。魚に対する有毒量は、1L中0.02mg~1mgの範囲であるといわれている。

◎ 水質汚濁

河川・湖沼・海域などの水質が、工場・事業場や一般家庭などからの排水のため人の健全な生活活動や水中生物の正常な活動を妨げる状況をいう。つまり、汚染物質の量と質が自然浄化作用の限度を超えることである。

◎ 水銀 (T-Hg、R-Hg)

常温で唯一の液体金属。水銀化合物には、無機と有機があり、T-Hgは、金属水銀としてすべての水銀化合物を定量するのに対して、R-Hgは、アルキル水銀と呼ばれ、有機水銀を定量する。アルキル水銀の中でもメチル水銀、エチル水銀などは「水俣病」の原因物質で、特に毒性が強く脳や神経をおかす作用が大きい。

◎ 生活環境項目 (一般項目)

水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境の保全に関する環境基準に定められている項目を示し、河川の場合は、pH、BOD、SS、DO、大腸菌群数となっており海域の場合は、pH、COD、DO、大腸菌群数、n-ヘキサン抽出物質 (油分等) となっている。

◎ 生物化学的酸素要求量 (BOD Biochemical Oxygen Demand)

水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量で、河川の有機汚濁を測る代表的な指標。水質汚濁に係る環境基準の中では、河川の利用目的に応じてBOD値が決められている。

◎ 全窒素 (T-N)

水中に含まれる有機性及び無機性窒素化合物のことで、農業用水中に過多になると、水稻に及ぼす影響として過繁茂、倒伏などの被害が生じる。農業用水 (水稻) としては、1ppm以下が望ましいとされている。

◎ 底質

河川・湖沼・海域などの水底に堆積した土砂・泥など (底泥) をいう。水底の土砂・泥などは、洪水や浚渫など特殊な事情が生じないと大がかりな移動拡散が少ないので、過去からの汚染状況を推定するのによい資料となる。底質の汚染が水質の悪化、魚介類の汚染、へい死などの原因になることもあり、総水銀とPCBについては、汚染の拡大を防止するため暫定除去基準が設定されている。

◎ テトラクロロエチレン

無色透明のエーテル様芳香のある重い液体。水に不溶でドライクリーニング用洗浄剤、金属洗浄剤、溶剤等として使用されている。飲料水としての水質基準値は、 0.01 mg/L 以下。

◎ トリクロロエチレン

クロロホルム臭のある無色透明の揮発性、不燃性液体。水に難溶。金属、機械部品などの脱脂洗浄剤、各種溶剤として使用されている。飲料水としての水質基準値は、 0.03 mg/L 以下。

◎ 75%値 (75%水質値)

環境基準の水質類型を当てはめるための水質測定結果については、年間を通じた日間平均値の全データのうち、当てはめようとする類型の基準値を満たしているデータ数の占める割合をもって評価するが、その割合が75%以上ある場合、その基準に適合しているものと評価する。年間の日平均値の全データをその値の小さいものから順に並べて $0.75 \times n$ 番目 (n は日平均値のデータ数)のデータ値をもって75%水質値とする ($0.75 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。)。

◎ 鉛 (Pb)

鉛及びその化合物は、毒性の最も強いものの一つとして古くからよく知られている。大気汚染防止法や水質汚濁防止法においても有害物質に指定されている。毒性としては、原形質毒性で造血機能を含む骨髄神経を侵し、貧血、血液変化、神経障害、身体の衰弱などを起こし、強度の中毒の場合は死亡する。主な発生源としては、塗料化学工場、鉛電池製造業などがある。

◎ n (ノルマル) -ヘキサン抽出物質 (油分)

n-ヘキサン抽出物質とは、主として水中に含まれる比較的揮発しにくい炭化水素、炭化水素誘導体、グリース油状物質の総称で通常「油分」といっている。油分としては、塗料、石油化学または一般機械に使用する潤滑油などの鉱物油、畜肉又は、魚肉に含まれる動物性油、なたね油などがある。これらの油による被害としては農作物 (稲その他)、水産物 (ノリ、カキなど)の表面に付着することによって生育に著しい影響を与える。

◎ ひ素 (As)

銅鉱業の副産物で、砒素、亜砒素、砒化水素等の化合物もすべて猛毒である。砒素化合物は、皮膚、消化器、呼吸器から吸収され骨や内臓に沈積して排泄しにくく慢性中毒を起こす。中毒症状は貧血、皮膚の褐色化、局所水腫、おう吐、頭痛、出血、めまいである。水道水の水質基準値 0.01 mg/L 以下、農業用水の砒素許容量は、 0.05 ppm 以下と決められている。

◎ PCB (ポリ塩化ビフェニル PolyChlorinated Biphenyl)

石油や石炭を原料として作られるビフェニールの塩化物が数種類混合したもので、DDTの仲間である。熱に対して安定であり、水に不溶である。熱媒体、ペイント、ノーカーボン紙、絶縁油等に使われたが、カネミ油症事件の原因物質として社会問題になり、現在では製造されていない。中毒症として、皮膚障害、肝臓障害等をもたらす。

◎ 浮遊物質 (SS Suspend Solid)

粒径 2 mm 以下の水に溶けない懸濁性の物質をいう。水中に浮遊する不溶解性の物質は、単に水質汚濁の原因となるだけでなく、河川に污泥床を形成したり、また浮遊物が有機物質である場合には、腐敗し、水中の溶存酸素を消費する。また、魚類のエラに付着してへい死させたり、光の透過を妨害し、植物の光合成に障害を与える。 10 mg/L 以下が望ましい。

◎ 遊離残留塩素

塩素は、水に溶解すると、水と反応して次亜塩素酸と塩酸とになり、次亜塩素酸は、その一部が次亜塩素酸イオンと水素イオンに解離する。この反応は可逆的で、水のpH値や水温によって変化する。次亜塩素酸と次亜塩素酸イオンを遊離残留塩素という。

遊離残留塩素は、即効性があり、消毒効果が極めて強く、塩素耐性が低い水生生物に影響を与える。

◎ 溶存酸素 (DO Dissolved Oxygen)

水中に溶けている酸素の量であり、単位を mg/L で表す。水中に汚染源となる有機物が増えると、それを分解する微生物のためにDOが消費され減少する。

4 騒音・振動関係

◎ 規制基準

工場騒音、特定建設作業について定められ、この基準を超えているときは改善勧告の対象になる場合がある。

◎ 振動

ある量の大きさが時間とともにある基準の値より、大きくなったり、小さくなったりする現象で、周期的現象が毎秒くり返される回数を振動数（Hz、c/s）で表す。低周波の地盤振動、その他の騒音と並列に公害として扱われる振動数は、一般的に振動数が低く数サイクルから可聴域の100サイクル程度のもと言われている。

◎ 騒音

「好ましくない音、不必要な音」の総称である。したがって、騒音という特別な音があるわけではなく、それを聞く人の主観的な判断によるものである。多くの人が騒音とする音として、（１）概して大きい音、（２）音色の不快な音、（３）音声聴取を妨害する音、（４）休養・安眠を妨害する音、（５）勉強・事務の能率を妨げる音、（６）生理的障害を起こすような音などがあげられる。

◎ 騒音レベル

ある音を騒音計で測ったときの指示の読みであり、聴感補正のなされた音圧レベルで、音の大きさのレベルを近似的に示す。単位は「dB（A）デシベル」。日本では「ホン」と呼ばれていた。

◎ dB（デシベル）

振動の大きさの感じ方は、振幅、周波数などで異なる。公害振動の大きさは、物理的に測定した振動の大きさに、周波数による感覚補正を加味してdBで表す。地震の震度で見ると人体に振動を感じない、いわゆる「震度0」は55デシベル以下であり、「震度1」が55～65デシベル、「震度2」が65～75デシベルに相当する。

◎ 等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）

一定期間の平均的な騒音の程度を表す指標のひとつ。音の持つエネルギーに着目し、測定時間内における騒音レベルをそのエネルギーで平均して表したものだ。

変動騒音に対する人間の生理・心理的反応に比較的良好に対応するため、環境騒音を評価するための評価量として多くの国で採用されている。

◎ 騒音マップ調査

500mのメッシュに1地点を目安として、1回に10分間以上の騒音測定を実施し、この環境騒音の測定結果をもとに、昼夜の時間帯の平均値の算出、環境基準値との対比などの処理を行って、年度ごとにデータベースを作成することをいう。また、このデータを用いて地域類型別の環境基準への適合状況の評価を行う。

◎ 特定建設作業

著しい騒音又は振動を発生する建設工事の作業であって、騒音規制法、振動規制法及び条例で定められているもの。指定地域内で特定建設作業を行う場合は、届出の必要があり、騒音の大きさ、作業時間、作業日などに規制がある。

◎ 要請限度

騒音規制法において、市町村長は、指定地域内における自動車騒音を低減するために、測定に基づき道路管理者などに意見を述べ、都道府県公安委員会に対して対策を講じるよう要請することができる。要請限度とは、この要請判断の基準となる値。振動規制法においても同様に要請限度がある。

5 悪臭・廃棄物関係

◎ RDF

Refuse Derived Fuelの略称で、ごみ固形化燃料のこと。一般廃棄物のうち可燃ごみを粉砕・乾燥したものに生石灰を混合して圧縮・固化・成形したもの。輸送や長期保管が可能で、熱源として利用される。RDFは、その原料が一般廃棄物であるため、製造施設は全国的に市町村を中心として広まったが、製造費用、製品の余剰、施設トラブルなどの問題により、施設更新時期に撤退す

る自治体が多くみられる。

◎ 一般廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、産業廃棄物以外のものをいう。住民生活や会社・商店から排出されるごみ（固形廃棄物）やし尿（液状廃棄物）を一般廃棄物という。

◎ 最終処分場

廃棄物は、資源化または再利用される場合を除き、最終的には埋立または海洋投入処分により環境中に放出される。最終処分は埋立により行われる。最終処分を行う場所については、最終処分場の構造基準及び維持管理基準が定められている。最終処分場は、埋立処分される廃棄物の環境に与える影響の度合いによって、コンクリート製の仕切りで公共の水域及び地下水と完全に遮断される構造の遮断型処分場、廃棄物の性質が安定している廃プラスチック類等の産業廃棄物の飛散及び放出を防止する構造の安定型処分場、一般廃棄物及び遮断型、安定型の処分場の対象外の産業廃棄物の浸出液による汚染を防止する構造の管理型処分場の3タイプに分かれている。

◎ 産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど20種類の廃棄物をいう。

◎ 3R

廃棄物の発生抑制（リデュース：Reduce）、再使用（リユース：Reuse）、再資源化（リサイクル：Recycle）という3つの取組の頭文字を取ったもの。環境と経済が両立した循環型社会を形成していくためのキーワードとして、環境省や経済産業省などが「3R政策」を推進している。

◎ ダイオキシン類

有機塩素化合物であり、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）とポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）の総称。物の燃焼過程等で生成され、極めて毒性が高い。かつて、ダイオキシン類による環境汚染が大きな問題となったことから、廃棄物焼却施設からの排出ガスに含まれるダイオキシン類を削減するため、大気汚染防止法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部が改正された。

◎ 不法投棄

法律に定められた基準に基づき、廃棄物を適正に処理・処分することなく山林、河川敷や空き地などにみだりに捨てる行為をいう。

◎ リサイクル

再資源化すること。本来の意味としては、RE＝再び、CYCLE＝循環するという意味。

6 微量物質のための単位

● 重さを量る場合

kg（キログラム）

g（グラム）

mg（ミリグラム）

10^{-3} g（1000分の1グラム）

μ g（マイクログラム）

10^{-6} g（100万分の1グラム）

ng（ナノグラム）

10^{-9} g（10億分の1グラム）

pg（ピコグラム）

10^{-12} g（1兆分の1グラム）

● 濃度を測る場合

ppm（ μ g/g・mg/L） 100万分の1

ppb（ng/g） 10億分の1

ppt（pg/g） 1兆分の1